

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調査係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 24 年 3 月 9 日 (金)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 5 時 00 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高橋委員長、新谷副委員長、安齋・松田・山口・山田 各委員		
説明員	建設部長、水道局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、山田委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「一般国道 5 号忍路防災事業の進捗状況について」

○(建設)阿部主幹

忍路防災事業につきましては、昨年の第 3 回定例会の建設常任委員会で、新国道と忍路市街地を結ぶ新市道ルートやその整備内容に地元理解を得られたことを報告させていただいたところですが、昨年 12 月に市と北海道開発局小樽開発建設部の間で、この新市道工事の実施に関する基本協定を締結いたしましたので、その概要について報告いたします。

協定の名称は、一般国道 5 号忍路防災事業による付替道路工事（市道忍路海岸線）の実施に関する基本協定で、新国道の建設工事に伴い、機能が失われる市道忍路海岸線の機能回復を目的としています。

協定のポイントは 3 点です。1 点目は新市道工事の施工者、2 点目は工事費用の負担、3 点目は新市道工事に必要となる用地の処理ですが、道路工事、用地処理ともに小樽開発建設部が行い、また費用についても全額、小樽開発建設部が負担することで協議が調っております。

なお、小樽開発建設部では、この協定に基づいて、来年度から市道関連の用地買収交渉に着手する予定となっておりますが、新市道工事に係る具体の実施計画につきましては、今後、協議の上、定めることとなっております。

最後に、国道関連の予定ですが、小樽開発建設部では、用地取得が順調に進めば、来年度から、桃内地区の現国道海側に仮設道路をつくるための準備工事や、忍路中央小学校付近から蘭島側の JR 線路側歩道部において、一部雨水縦断管工事に着手するほか、引き続き、用地買収交渉を進める予定と聞いているところです。

○委員長

「平成 24 年度臨時市道整備事業について」

○(建設)建設事業課長

平成 24 年度臨時市道整備事業について説明いたします。

予算につきましては、今年度とほぼ同額の 4 億 5,700 万円を計上しており、そのうち 1 億円が債務負担行為として 3 月中に発注を予定し、学校再編関連を含む 3 億 5,700 万円が通常分として 4 月以降に発注する予定であります。お手元に配付しました表紙裏面一覧表をごらんください。

整備事業の内容でございますが、老朽化が著しい路線、小学校周辺の通学路、溢水対策などについて、整備の緊急性、事業の効果等を総合的に判断して 35 路線を選定したものでございます。35 路線の内訳としては、種別で示しました 8 路線が道路改良、23 路線が側溝改良、2 路線が舗装改良、学校再編関連がナンバー 15 とナンバー 19 の 2 路線となっております。

図面の見方ではありますが、ナンバー 9 の最上ハイツ中央線とナンバー 27 の桜 37 号線を例に説明しますので、ごらんいただきたいと思っております。

ナンバー 9 の最上ハイツ中央線につきましては、継続事業で、債務負担により道路改良を予定しております。また、ナンバー 27 の桜 37 号線も同じく継続事業で、こちらは通常により道路改良を予定しており、工事内容については標準断面図を添付してございます。いずれも実線が当該年度施工区間となっており、四角の点線が過年度施工区間で、丸の点線が平成 25 年度以降の計画となっております。

なお、計画路線につきましては、今後、詳細調査等により延長や内容等が変更となる可能性もあり、弾力的な執

行を行ってまいりたいと考えております。

○委員長

「小樽市住宅リフォーム助成制度について」

○（建設）建築住宅課長

小樽市住宅リフォーム助成制度について報告いたします。

さきの第 4 回定例会の建設常任委員会におきまして、小樽市住宅リフォーム助成制度の概要を報告させていただきましたが、このたび市民向けに制度の概要や平成 24 年度のスケジュールを記載したパンフレットを作成しましたので、その概要について報告いたします。

事前に資料として配付いたしました市民向けのパンフレットに基づいて説明をいたします。

初めに、パンフレットに記載されている項目のうち、「対象となる住宅」「申込みできる方」「対象となる工事」「補助金の額」につきましては、前回の当委員会で説明いたしました内容になっております。

次に、「申込受付場所・時間」についてであります。補助金の交付を希望される方がどの程度いるかの予想ができませんので、補助金の交付申請の手続に入る前に、まずは申込みをしていただき、その結果、申込者が多数になった場合は、先着順ではなく、抽選で補助対象者を決定することにしております。

この申込みについては、4 月 5 日木曜日から 4 月 25 日水曜日までの 3 週間、建築住宅課で受け付ける予定であり、このことにつきましては、広報おたる 4 月号、市ホームページに掲載するほか、窓口にはパンフレットを置くなどして周知を図っていききたいと考えております。

また、抽選は 5 月 10 日木曜日に行う予定でありまして、その結果につきましては、当落にかかわらず、申し込まれた方々全員に文書で通知いたします。

当選された方には、その後、必要書類を用意していただき、補助金交付申請をしていただくこととなります。

次に、資料裏面の「対象とならない工事」についてですが、例を幾つか示しておりますが、住宅の新築やリフォームを目的としない解体工事、住宅とは別棟の車庫や物置の設置や改修工事、家電製品、家具などの購入や設置、外構工事、融雪設備の設置や改修、設計費等が補助の対象外になります。

パンフレットの最後には、参考にしていただくため、幾つか「Q & A」を掲載しております。

なお、この事業につきましては、市内建設業者の方々に理解していただくことが重要でありますので、3 月 30 日金曜日の午後 2 時から公会堂地下大ホールにて、市内建設業者の方々を対象にした説明会の開催を予定しており、4 月 2 日月曜日から随時、建築住宅課にて業者の資格登録の受付を行いたいというふうに考えております。

○委員長

「平成 24 年第 1 回石狩西部広域水道企業団議会定例会について」

○（水道）総務課長

本年 2 月 6 日に開催されました平成 24 年第 1 回石狩西部広域水道企業団議会定例会の内容について報告いたします。

当定例会において 4 議案が提出されましたので、資料に基づき、順に説明いたします。

初めに、議案第 1 号平成 23 年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算についてですが、1 ページをごらんください。

最初に、第 2 条に記載しております補正内容について説明いたします。

まず、資本的収入の内訳ですが、補正前の額 79 億 631 万 9,000 円に対し、5 億 8,104 万 4,000 円の減額補正を行うものであります。これは、後ほど申し上げます資本的支出の減額に伴い、国庫補助金が、第 3 項、補助金になりますが、補正前の額 26 億 497 万 7,000 円に対し、2 億 8,536 万 2,000 円の減に、第 2 項になりますが、出資金につきましても、補正前の額 22 億 9,173 万 2,000 円に対し、2 億 8,536 万 2,000 円の減とするものであります。

また、第 5 項のその他資本的収入についてですが、これにつきましても、資本的支出の建設改良費の減額に伴い、消費税を再計算した結果、消費税還付金も減額となることから、1,032 万円を減額するものであります。

次に、資本的支出の建設改良費についてであります。平成 23 年度に予定をしておりました石狩新港・小樽分水施設新設工事等の一部を 23 年度と 24 年度の 2 か年工事で実施するよう見直しを行ったほか、入札に伴う執行残が生じることとなるため、補正前の額 73 億 8,547 万 7,000 円に対し、5 億 7,072 万 4,000 円を減額するものであります。

次に、2 ページをごらんください。

第 3 条の継続費の補正についてです。

まず、平成 23 年度の年割額の欄をごらんください。ただいま申し上げました 23 年度の予算の減額補正に合わせますが、補正前の年割額 69 億 8,328 万 5,000 円を 64 億 1,256 万 1,000 円に改めるものであります。また、24 年度の年割額についても、後ほど 24 年度の予算案を説明しますが、この予算内容に合わせて、補正前の 61 億 2,896 万 2,000 円を 26 億 5,308 万 8,000 円に改めるとともに、平成 4 年度から平成 24 年度までの第 1 期分事業費としての継続費の総額についても、補正前の 616 億 900 万円を 575 億 6,240 万 2,000 円に改めるものであります。

次に、議案第 2 号企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案についてですが、3 ページをごらんください。

これは、企業長の給料月額及び期末手当につきましては、北海道職員の給与の支給状況の動向を勘案して、20 年度から本年度までの 4 年間、給料月額について 10 パーセント、期末手当について 5 パーセントを減額支給していましたが、北海道において、24 年度以降の 3 年間についても独自縮減措置を行うことが提示されていることから、企業長の給与等についても、引き続き給料月額及び期末手当について同様の措置を講ずるため、今回、企業長の給与等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、条例の施行は、公布の日からとするものであります。

次に、4 ページをお開きください。

次に、議案第 3 号平成 24 年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業会計予算についてですが、24 年度は 25 年 4 月 1 日から給水を開始するための第 1 期分の事業の仕上げの年度となっております。24 年度の事業内容につきましては、第 2 条の業務の予定量に記載しておりますように、水道水源開発施設整備事業として、北海道が行っている当別ダム建設費の一部を負担するものであります。

また、水道広域化施設整備事業としては、第 1 期浄水処理施設新設工事、排水処理施設新設工事、天日乾燥床新設工事、石狩新港・小樽分水施設新設工事を 23 年度に引き続き施工するほか、新たに場内整備工事を実施するものであります。

これらの事業を行うために、第 3 条の資本的収入及び支出に記載しておりますように、資本的収入として 34 億 5,399 万 1,000 円を計上しており、その内訳としましては、企業債 13 億 3,900 万円、出資金、構成団体からの出資金ですが 7 億 6,478 万 4,000 円、補助金、国庫補助金ですが 9 億 1,955 万 2,000 円、負担金、構成団体からの負担金ですが 3 億 6,613 万 4,000 円、その他資本的収入 6,452 万 1,000 円となっております。

また、資本的支出として 33 億 8,947 万 2,000 円を計上しており、その内訳としては、建設改良費 30 億 2,179 万 6,000 円、企業債償還金 3 億 6,767 万 6,000 円となっております。

次に、5 ページをごらんください。

第 4 条の企業債については、起債の目的等について定めるもので、資本的収入の内訳として説明しました企業債の額 13 億 3,900 万円を起債の限度額とするものであります。

次に、第 5 条の一時借入金ですが、事業費に見合う資金計画上の借入限度額として、23 年度に引き続き 30 億円を限度として定めるものであります。

次に、第 6 条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費及び交際費を

その対象としております。

なお、交際費につきましては、経費節減の観点から、平成 18 年度以降は新規に計上しておりませんので、計上額をゼロ円としております。

最後に、6 ページをお開きください。

議案第 4 号監査委員選任に関する件についてであります。企業団の監査委員であります前沢昭治氏が 24 年 4 月 19 日をもって任期満了となることから、後任として白木和廣氏を選任することとし、地方公営企業法第 39 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の同意を得ようとするものであります。

なお、白木和廣氏の略歴であります。現在、トーホテック株式会社の代表取締役を務められています。また、平成 11 年 5 月から平成 23 年 4 月まで、3 期 12 年にわたり当別町議会議員を務められるとともに、この間、平成 15 年 5 月 9 日から平成 19 年 4 月 30 日まで企業団議員を務められております。

以上、定例会におきまして 4 議案が提出されましたが、議案第 1 号から議案第 3 号につきましては、原案のとおり可決され、議案第 4 号につきましては、原案のとおり同意されました。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について、順次、説明願います。

「議案第 41 号について」

○（建設）まちづくり推進課長

議案第 41 号小樽市屋外広告物条例案について、説明します。この条例案につきましては、第 4 回定例会の建設常任委員会で概要について説明しておりますが、今回はパブリックコメントの結果とその後の経過等について説明いたします。

初めに、パブリックコメントの結果についてですが、パブリックコメントは昨年 12 月 1 日から今年の 1 月 5 日までの期間実施しましたが、提出された意見はございませんでした。

次に、その後の経過についてですが、パブリックコメント終了後、屋外広告物条例の制定に関しては、北海道から権限移譲を受ける必要があることから北海道と、また今回制定する条例では罰則規定を盛り込んでいることから検察庁と、それぞれ協議を行っております。協議の結果であります。定義や表現の明確化などの文言の整理について指摘があったことから修正を行いましたが、基準等の基本的な部分に対する修正はありませんでした。

なお、本市における屋外広告物の届出については、これまで景観条例により規定をしておりましたが、屋外広告物条例の制定により当該条例で規定されることから、景観条例から削除することとなります。

今後の予定ですが、本会議で議決をいただいた後、3 か月間の周知期間を経て、本年 7 月 1 日から施行を予定しております。

○委員長

「議案第 42 号について」

○（建設）まちづくり推進課長

議案第 42 号小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の一部を改正する条例案について説明します。

改正理由といたしましては、昨年行われた地域主権改革第 2 次一括法により、景観法の一部が改正されたことにより行うものでございます。

法の改正内容としましては、景観法第 8 条第 2 項で、景観行政団体が景観計画に定めなければならない必須事項の一つとして、同条第 2 項に「良好な景観の形成に関する方針」を挙げておりましたが、今回の法改正でこの条項が景観行政団体の努力義務となったこととあります。条例の改正内容ですが、法の改正により条項ずれや文言の整理を行ったものでございます。

○委員長

「議案第 49 号及び議案第 50 号について」

○（建設）用地管理課長

議案第 49 号市道路線の認定について説明いたします。

一覧表をごらんください。

今回、議案として提出しましたのは 6 路線です。資料に沿って、順次、説明いたします。

図面番号 1 に記載しております幸東 22 号線、幸東 23 号線、図面番号 2 に記載しております望洋台 2 丁目団地線、図面番号 3 に記載しております長橋 4 丁目第 3 通線につきましては、いずれも開発行為によって小樽市に帰属された道路で、帰属後、管理道路として管理しておりましたが、市道認定に必要な資料が整ったことから、市道認定を行うものであります。

次に、図面番号 4 に記載しております富岡 2 丁目第 2 線は、住民からの寄附地で、寄附後、管理道路として管理しておりましたが、市道認定に必要な資料が整ったことから、市道認定を行うものであります。

次に、図面番号 5 に記載しております和字尻中央第 4 分線は、国道 5 号の拡幅工事に伴い、新たにつくられた行きどまりの道路で、回転場の用地処理が未了のため、市道認定されておりましたが、今回、土地所有者から回転場の用地使用承諾が得られたことから、市道認定を行うものであります。

次に、議案第 50 号市道路線の変更について説明いたします。

今回、議案として提出いたしましたのは 2 路線です。図面番号 6 に記載しております桜 8 号線につきましては、現在の認定はオレンジで表示している区間ですが、終点部のピンクで表示している区間は、開発行為によって小樽市に帰属された道路で、帰属後、管理道路として管理しておりましたが、市道認定に必要な資料が整ったことから、現市道桜 8 号線を延長する路線終点の変更を行うものであります。

次に、図面番号 7 に記載しております和字尻中央線につきましては、現在の認定はオレンジで表示している区間ですが、起点部のピンクで表示している区間について、国道 5 号の拡幅工事に伴い、国道区域が変更になったため、路線起点の変更を行うものであります。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○新谷委員

◎市道路線の認定について

報告を聞いて、市道認定について伺います。

開発行為で市に帰属されるということですが、この帰属される場合の基準があれば、教えてください。

○（建設）用地管理課長

開発行為で造成された道路が、どのような場合に帰属されるのかということについてですが、開発行為が申請される際には、事前に開発行為者と公共施設の管理者、この場合で言いますと道路管理者でございますけれども、その間で事前に協議を行います。その中で、市道認定の基準に合致する場合につきましては、基本的には道路管理者側に開発が完了後、帰属するというような形をとっております。

○新谷委員

幸、望洋台は開発されてから既に結構時間がたっておりますけれども、ここが改めて認定されたということはどのようなことなのか、今までなぜ認定されなかったのか、この辺についてはいかがですか。

○（建設）用地管理課長

開発行為等で帰属を受けまして、基本的にはその宅地の道路の沿線に住宅が張りつく状況を見ながら市道に認定していくというような手順を踏んでいきます。今回、住宅が張りついて、期間的には少し遅れているというような状況もあるかもしれませんが、市道に認定するためには、道路台帳等の整備も必要ですので、その辺の整備が整いましたので、今回、認定するという事になっているのです。

○新谷委員

それでは、台帳の整備の関係でこの部分は遅れたというふうに関心されたのですけれども。

それから、先ほど市の管理道路になって、さらに市道にするという条件が整ったので市道にすることになったということをお聞きしましたが、その条件はということなんでしょうか。それから、管理道路というのは今のぐらいいあって、認定されたのはどれくらいあるのか、あわせてお聞かせください。

○（建設）用地管理課長

まず、管理道路から市道に認定する条件についてですけれども、まず一つは、先ほども申しましたが、開発行為完了後、帰属を受けても、まだ住宅が張りつくまで間があるということが一つございます。まず、住宅が張りついて市道として管理することが適切になって、それに加えて道路台帳の整備が整ったという状況になって市道に認定していくこととなります。

また、管理道路の延長についてですが、現在、市が管理道路として扱っているものについては、約 19 キロメートルでございます。その中で、市道の認定基準に合致する部分については、約 10 キロメートルでございます。それを先ほど申しましたような条件が整い次第、市道に認定していくことになると思っております。

○新谷委員

今のことはわかりました。

それから、和宇尻中央第 4 分線なのですが、この図面だけ見ると、ちょっとぽつんと離れた感じがするのですけれども、ここは先ほど説明がありまして、車の回転する用地が確保できたということなのですが、もともとは何か道路だったのでしょか。何か中途半端な長さのところがあるのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

この道路につきましては、国道 5 号の拡幅時に、国のほうで補償道路的に造成したもので、それが市に移管されているというような性格の道路でございます。

○新谷委員

わかりました。

◎市営住宅の畳替えについて

次の質問に移ります。市営住宅の改修なのですが、本日は畳替えのことについて伺いたいと思います。

入居者から畳が古くなったのでかえてほしいという要望が結構聞かれるのですけれども、そのような要望はどのくらい寄せられているか、わかりますか。

○（建設）小林主幹

具体的な数字は押さえてはおりませんが、管理事務所を通じて、そういったお話を聞くことはございます。

○新谷委員

現在、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の中の内部改修等修繕計画に沿って行われておりますけれども、年数を見ると大変長いのですが、何年をめどに畳替えが行われているのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

具体的に畳は何年でという取決めは特にございません。ただ、計画的に進めていく必要があるだろうということで計画に盛り込んでいるということでございます。

○新谷委員

入居している人に聞きましたら、入居以来ずっと畳は取り替えられないので何とかしてほしいのだけれども、さっぱりだと言うのです。内部改修修繕計画では、例えば新光B住宅は、昭和 54 年度に建設されて、取替えは平成 30 年度になっています。そうすると、入居してからずっとといったら、もう 39 年ですよ。40 年近くならないうと、畳がかえられないということなのです。既に交換された最上A住宅も、昭和 48 年度の建設で、これも 37 年目で交換されたということですから、すごく長い期間でなければかえられないということでは、入居者の言っていることはもっともではないかと思うのです。畳の材質なのですが、畳床にはどういうものを使っているのですか。

○（建設）建築住宅課長

現在、使用されている畳の多くは、通称スタイロ畳と言われるものです。断熱材でスタイロフォームという材料を聞いたことがあるかと思うのですが、そういった材料を畳のしん材に使って、畳をつくっているものが主流になってございます。これは、昔のわら畳に比べて、非常に軽量で運びやすく、断熱性ですとか保湿性、防湿性にすぐれているということで、最近、そういったものが多く使われるようになってきているということでございます。

○新谷委員

畳業者に聞きましたら、やはりなかなか市のほうで取り替えてもらえないので、自分でやった人がいるのですけれども、その畳業者が、このスタイロ畳について、発泡スチロールと古い綿というのですか、そういうものが中に使用されていたというのですけれども、そういうものなのですか。

○（建設）建築住宅課長

スタイロフォームというのが、どちらかというと発泡系の素材ですので、その発泡スチロールというのが、表面がつぶつぶしたものなのか、今言っているスタイロフォームのことなのか、その辺はちょっと現物を見てみないと何とも言えないのですが、見た目はスタイロフォームのほうが少しきめ細かいものです。発泡スチロールではなく、スタイロフォームではないかと思うのですが。

○新谷委員

いずれにしましても、この畳は、最初はすごく心地がいいというか、少し弾力性があっていいのだけれども、やはりくぼみやすいというか、それで出入りするところがへこんだりということで、かなり傷んでいるということは、実際にかえた業者からお聞きしました。

長くもたせるためには、途中で裏返しにするとか、あるいは表替えをしたほうが長くもつし、居住者も気持ちよく過ごせるのではないですかという話を聞きましたけれども、37 年から 39 年で取り替えるというのは、長すぎるのではないかと思うのです。それで、もう少し早く計画を繰り上げてやるということではできないのか伺いたいです。

○（建設）建築住宅課長

確かにずっとお住まいの方については、畳がそのままということが続くことはあろうかと思えます。退去された場合については、退去修繕ということで、その時点である程度の修繕を行うのですが、確かにそういったことから計画的に進めていく必要があるということは、当然、我々も認識はしております。ただ、市営住宅そのものが全体的に古くなってきておまして、ほかにもいろいろな修繕が出てまいります。そういった中で、財政的にもなかなかすべてに手が回っていかず、思うように進んでいないというのが現状でございます。ただ、あまりひどい状況であれば、個別に相談に乗るなり対応をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○新谷委員

なかなか財政が厳しい中で、早くできないということですが、ひどく傷んでいる場合には個別に対応することもあるということですね。今のところはそれで、またこれは聞きたいと思えます。

◎簡易水道整備事業について

次に、石狩西部広域水道企業団の報告とも関連するのですが、簡易水道について伺います。

今回、簡易水道建設事業債配水施設等整備事業費として 1,230 万円が計上されております。この事業は何のためで、どのような事業内容なのか、御説明ください。

○（水道）整備推進課長

今回、来年度予算に計上させていただいております簡易水道の整備事業でございますけれども、内容といたしましては、樽川配水ポンプ所の電気計装設備工事を行う予定でございます。この工事につきましては、老朽化した電気設備の更新ということになります。具体的内容といたしましては、シーケンサーの更新、シーケンサーというのは、配水池内の機械の動きを制御するプログラムのことをいいます。そのほかに、配水池の水位計、計測機器になりますけれども、この更新設備を行うこととなります。

事業の目的といたしましては、老朽した施設の更新を目的としております。

○新谷委員

来年度から当別ダムの水が供給されることとなりますが、そのためのものではないのですか。

○（水道）整備推進課長

この簡易水道整備事業の施設といたしまして、浄水施設と配水施設の 2 種類がございます。浄水施設につきましては、石狩西部広域水道企業団からの用水供給を受けますと、今後使われなくなりますが、配水施設につきましては、今後、地区内で水道水を供給するために今後も使い続ける施設となります。

○新谷委員

配水施設については、新しくしなければいけないということですか。

○（水道）整備推進課長

配水施設につきましては、石狩西部広域水道企業団から用水供給を受けまして、その用水を地区内に供給するために、ポンプを使います。そのポンプを使って水道の圧を確保いたしまして、地区内に供給する工事でございます。今回、補足でございますけれども、電気計装設備工事の中には、この石狩西部広域水道企業団からの用水を受けるために、配水池の水位ですとか、そういうデータを監視し、こちらのデータを石狩西部広域水道企業団に渡すという、そういう管理データをお互いにやりとりするための機能増設という形の工事も含まれております。

○新谷委員

わかりました。この事業費は、市債となっておりますから、8,180 万 7,000 円となっている公債費にプラスされていくということになりますね。

それで、この借金分というか、この公債費分が、今後この地区の水道料金にどうはね返っていくのか、このあたりはいかがですか。

○（水道）総務課長

確かに、平成 24 年度に工事を行いまして、次年度から企業債の元利償還が始まります。今、企業債の元利償還で 8,200 万円ほどでございますけれども、平成元年度から 8 年度まで、市債を借りておりますけれども、償還期限 30 年なので、償還の終わる企業債がどんどん出てまいりますので、32 年度からは年々減少していくということになります。今回は 1,230 万円ですから、それほど企業債を借りる額が大きくはありませんので、順調に減少していくものと考えております。

○新谷委員

今の説明ですと、それほど水道料金に反映されて高くなることはないというように解釈されましたが、それよろしいですか。

○（水道）総務課長

今、委員のおっしゃったとおりでございます。

○新谷委員

それで、今度、当別ダムの水を小樽市が買うことになりましたが、今までの簡易水道料金に上乗せになるのか、あるいは石狩市のように下げることになるのか、今考えている最中だと思うのですが、この辺の見通しについてはどうでしょうか。

○（水道）総務課長

石狩西部広域水道企業団からは、確かに平成 25 年度から用水供給が開始されます。それは、すなわち小樽市が水を買うことになり、やはりそれで新たに受水費という、水を買う費用が発生いたしますことは間違いございません。その費用というのが、企業団から示される単価によって変わるものですから、企業団のほうではその単価を、今、算定している最中でありまして、次回の平成 24 年第 2 回企業団定例会におきまして、その辺の単価を具体的に示したいと考えているということを聞いております。

それで、私どもも当然ながら新たな受水費という費用が発生してまいります。また、石狩市が料金改定を行うということも聞いておりますので、企業団から示された供給単価、石狩市の状況、そして簡易水道事業の長期的な収支状況も踏まえながら、総合的に判断していくこととなりますけれども、この簡易水道事業特別会計というのは、実は平成元年度に石狩湾新港地区の小樽市域に進出する企業に給水するため、特別会計を起こして事業を運営してございます。このため、水道局が行う水道事業とは別で、市の事業としてこれらを運営してございます。それで、この料金体系の最終的な決定者というのが、水道局の公営企業管理者ではなく、あくまでも小樽市長になりますので、先ほど申しましたいろいろな給水単価の状況、そして石狩市との状況、そして今後の収支の状況等を総合的に勘案して、小樽市長が最終的に決定してまいりますけれども、今聞いているところによりますと、料金改定を行うかどうかは、時期等も含めて今後の検討になろうかということは聞いております。

○新谷委員

この水道料金に関しては、一般質問でもお聞きしましたが、張りついている企業は、料金が上がると営業にも差しさわりが出てきますし、今、地下水を利用している食料品の協同組合の企業も高くなると困るという要望も出していますので、これは水道局だけで決めるということではないですけれども、やはりあまり負担にならないように、ぜひ検討していただきたいということを要望します。

それから、先ほどの 1,230 万円の配水施設等整備事業費について、この電気計装設備に関連してお聞きしたいのですけれども、今まで水道局で扱ってきた電気計装設備の事業名と受注してきた企業名をお知らせください。

○（水道）整備推進課長

電気計装設備工事の実績についての御質問と思いますが、平成 22 年度水道事業におきましては、桜低区外 1 配水池電気計装設備工事を発注しております。受注者は株式会社東芝です。今年度の電気計装設備工事でございますけれども、幸配水池外 2 件電気計装設備工事を発注しております。これにつきましても、受注者は株式会社東芝でございます。

○新谷委員

今定例会の予算特別委員会の質問でも、地元企業になるべく発注してほしいという要望を行いまして、他会派のほうからもそういう声が出ておりました。それで、大手企業が行う場合は、地元企業と組合せをしてやってほしいという声もありましたけれども、これは金額によって違うと思いますが、今回の場合はそれは可能なのでしょうか。

○（水道）整備推進課長

来年度予定しております簡易水道整備事業の電気計装設備工事の場合でございますけれども、この工事の中身といたしましては、プログラムの開発ですとか、機器の製作、据付け調整となりますので、地元業者の施工はできな

いというふうに考えております。

○新谷委員

結局、東芝といったら大手企業ですけれども、この大手企業と地元企業を組み合わせできないかということでは、金額的に無理なのか、技術的に無理なのか、どうなのですか。

○（水道）整備推進課長

今回の場合は、技術的に無理だというふうに考えております。

○新谷委員

ちょっと技術的に地元の業者ができないというのは、非常に残念なことだと思います。いたし方がないのかという気もしますけれども、わかりました。

◎橋梁長寿命化修繕計画について

次に、橋梁長寿命化修繕計画についてですけれども、135 橋を 2 年で修繕、またかけ替えの必要性の点検をするというのですけれども、これは委託事業になるのでしょうか、それとも職員みずから行うのですか。

○（建設）建設事業課長

橋梁長寿命化修繕計画の策定ということですが、これにつきましては、委託業務としてコンサルタント会社に発注をする予定でございます。

○新谷委員

それで、修繕、かけ替えの必要性がある場合、当然、工事にかかるわけですが、その場合の優先順位というのは、古さだけで決めるのか、その点はどうか。

○（建設）建設事業課長

点検業務は、今年度 80 橋、来年度 55 橋を予定してございます。計画をつくる場合の優先順位なのですけれども、橋梁の損傷度の詳細分析だとか、橋梁の重要性、橋が壊れると第三者への被害が大きいことなどを基に、また費用対効果ということでは、橋梁をかけたほうがいいのか、修繕で延命をしたほうがいいのか、その辺を含めて総合的に判断して修繕計画を決める予定でございます。

○新谷委員

そうすると、老朽度が激しいからここをとにかく一番先にやるということではないということですね。

○（建設）建設事業課長

委員がおっしゃるとおりでございます。

○新谷委員

わかりました。また、この結果が出たら、お知らせいただきたいと思います。

◎ロードヒーティングについて

それから次に、ロードヒーティングの更新事業についてお聞きします。

平成 24 年度の事業はどこだったか、改めてお伺いします。

○（建設）建設事業課長

平成 24 年度の更新箇所でございますけれども、和光学園前のバス通りの桜 1 号線を予定しております。

○新谷委員

来年度は、その 1 か所ですね。

○（建設）建設事業課長

平成 24 年度につきましては、1 路線でございます。

○新谷委員

今、更新が必要と考えている箇所はどれぐらいあるのでしょうか。

○（建設）建設事業課長

現在のロードヒーティング設置箇所につきましては、全部で 231 か所ございます。その中で、経過年数が古いとか、バス路線など道路の重要性、故障歴が多いとか、そういうものを判断いたしまして、私どもで 1 期、2 期計画をつくってございます。1 期計画については 7 か所 7 路線、2 期計画については 21 か所 12 路線という状況になっており、当面これらの箇所を進めています。

また、個別の路線名につきましては、途中で入れかわる可能性、また急遽それ以外でも壊れた箇所が発生する可能性がございます。そういうことで、予定された箇所ができない可能性もございますので、個別については公表しておりません。

○新谷委員

1 期計画というのは、いつまでなのですか。

○（建設）建設事業課長

1 期計画につきましては、平成 21 年度から 26 年度を予定しています。

○新谷委員

今、予定どおりにできないかもしれないということだったのですけれども、来年度、1 か所しかできないという理由と、その予定どおりできないかもしれないというのは、どういうことなのか。

○（建設）建設事業課長

現在、更新計画で更新している路線につきましては、面積が非常に大きかったり、延長が長いという部分で、1 か所にかかる費用が 1 億円弱という状況になってございます。そういうことで、7 か所 7 億円という数字が出てくる状況の中、箇所数を増やすということはただいまのところ非常に困難でございます。

○新谷委員

財政的に大変だから一遍にはできないということですね。それでいいのか、これはわかりませんが、ちょっと厳しいところですね。

それから、維持・管理についてなのですけれども、ヒーターを入れる期間、スイッチのオンとオフはどのように決めているのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

ロードヒーティングのスイッチオン・オフにつきましては、本年度につきましては、最初、11 月 14 日に電源を入れたところですが、気象情報を確認しながら、雪が降りそうな時期に、事前にスイッチを入れるということでやっております。現に昨年 11 月 14 日に入れて、16 日に 3 センチメートルの降雪がありました。オフにつきましては、基本的には 3 月 31 日を予定しておりますが、このように気象状況を見ながら、これ以上降らないとか、プラス気温が続くようであれば、状況に応じて早めに切ることもございます。

○新谷委員

タクシーに乗ったときに、冷温でロードヒーティングがきいていないという運転手の方がいたのですけれども、ロードヒーティングを入れる場合、いつも同じ温度で入れているのか、あるいは、温度設定があるのか、その辺はどうなのでしょう。

○（建設）雪対策課長

ロードヒーティングの温度管理ですけれども、今年度につきましては、例年になく気温も低かったものですから、その気温状況に応じてロードヒーティングの路面温度を上げたり戻したりしている状況でございます。

○新谷委員

具体的には、色内小学校の前の急な坂がきいていないと聞いたので、驚いたのです。あの急なところがきいていないといたら、大変な勾配ですから。ロードヒーティングがきかないというような苦情は寄せられていなかった

ですか。

○（建設）雪対策課長

色内小学校前の市道西通線に関しましては、市のほうにもステーションのほうにも苦情は来ていなかった状況です。

○新谷委員

気温によって高くしたり低くしたり設定しているということですね。

そうしたら、全体でもロードヒーティングに対する苦情、要望というのはなかったのですか。

○（建設）雪対策課長

今年度につきましては、例年になく気温が低かったものですから、西通線をはじめ市内あちこちのロードヒーティングは、融雪状況が十分ではなかったこともあったと感じておりますけれども、苦情につきましては、それほど多いという記憶はないです。

○新谷委員

そう多くなかったと。これからも適切な管理で、事故のないようにお願いしたいと思います。

◎滑り止め用の砂について

それで、砂箱に設置されている滑り止め用の砂のことなのですが、道路がかなり滑るので、砂をまこうとしたのですが、砂が固まりすぎてしまって袋から出てこないのです。ですから、補充するときに、ちょっと底のほうの砂がどうなっているのかということを確認していただけないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

それにつきましては、点検します。やはりかなりの低温だったという部分もありまして、外に置いておくと凍ってしまう状況もありますので。それと砂箱の中に水が入ったりすると、凍ってしまうこともありますので、我々も見ますけれども、もしそういうときがありましたら、市民の皆さんからもそういう通報をいただければ、すぐに対応することもできます。

あと、先ほどの答弁で苦情が少なかったということを行いましたけれども、それにはやはりロードヒーティングがきくように適度な温度調整をして、安全確保に努めていたということもありますので、御了解いただきたいと思えます。

○新谷委員

それでは、これで終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○山田委員

◎地域主権改革一括法に伴う条例の一部改正について

今定例会には、地方主権改革一括法に伴う改正条例案が何件か上程されております。建設部関連では、まず、議案第 42 号の景観条例の一部改正案で、これについては先ほどの説明でなるほどと思えました。また、もう一つ予算特別委員会に付託された議案第 43 号の市営住宅条例の一部改正案がありますけれども、まず、地域主権一括法の一般的な定義をお聞きしたいのですが。

○（建設）小林主幹

この一括法で、地方自治体のいわゆる権限を強化するということです。

今回、市営住宅に関する部分では、公営住宅法が改正になりまして、市営住宅の入居の資格の中で、同居親族要

件が廃止になりましたので、これは条例の中で同居親族要件を引き続きやっていきたいということで、条例改正案を出しております。

なお、入居の収入基準は、今、政令で定められておりますけれども、これには 1 年間の猶予がございます。これについても、現行どおりにいきまして、この 1 年の中で検討していきたいと考えております。

○山田委員

要するに権限を地方に移譲するということによろしいですか。

○（建設）小林主幹

はい。地方の権限を強化するといいますか、条例を制定できる権限を強化したということで理解しております。

○山田委員

今回、小樽市もこういう改正をされて、ある程度、資格条件が緩和されているという認識でよろしいですか。

○（建設）小林主幹

法では緩和していますけれども、公営住宅の入居に当たっては、同居親族の要件を現行どおり継続したいというふうに考えております。

○山田委員

国としては、ある程度地方に権限を移譲して工夫してほしいという意図があると思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

○（建設）小林主幹

それぞれの市町村によっていろいろな現状がございますので、そういったことを踏まえて、市町村で自主的に条例で制定するという理解しております。

○山田委員

本当に市民にとって利用しやすい条例になってほしいと思いますので、よろしくお願いします。

◎用地境界標について

次に、用地境界標の現状について質問します。高橋委員長もいわゆる地籍調査に関連してはいろいろと御質問されております。

まず、小樽市の人口は大体昭和 32 年をピークとして、その後各所で宅地造成や区画整理がされていると思いますが、当時の用地測量の精度は現状と比べてどうなのでしょう。

○（建設）用地管理課長

区画整理事業又は開発行為等による宅地造成に伴って、用地境界の精度等については、どういう状況になっているかという御質問でよろしいでしょうか。

直近といいますか、例えば新しく開発行為等で宅地造成をされた望洋台地区だとか、小樽ベイビュータウンとか、そういうところについてはかなりの精度で用地境界標は埋設されているかと思えます。ただ、かなり前の、例えば昭和 40 年代の朝里地区の区画整理事業など、その当時に行われた土地区画整理事業だとか宅地造成もあるかと思えますけれども、そういうものについては、当時の測量の精度が現在と違うというようなこともあろうかと思えますけれども、部分的には誤差が生じているというようなこともあると思えます。

○山田委員

境界標については、私も市民から指摘があった部分を見に行き、現状がどういうふうになっているか見るまで信用できなかったのですが、本当に側溝の中に境界標があったり、また道路、逆に宅地のほうに入っていたりというところがありました。そういう箇所があることを承知していますか。

○（建設）用地管理課長

道路と民有地の境界についてですが、例えば民有地の土地所有者側で測量を行って、その用地を確定させるた

めには、道路管理者である市のほうに、境界確認の申請が出されます。そのときに、例えば、今、委員がおっしゃったように、民地側に道路の施設、道路の側溝が入っているという場合もございますし、また逆に民地の所有者の施設が道路側に食い込んでいるというような場合もございます。これは、先ほど言いましたように、かなり前に宅地造成や区画整理をされたところについては、測量の誤差等もありますので、そのような現状がございます。ただ、境界確認の申請が出されたところについては、市でも確認ができますが、小樽市内全域について、それらがどのような状況になっているかということについては把握しておりません。

○山田委員

全市内をすぐやるという話ではないと思うのですが、そういう場合にはやはり所有者、また測量業者からの申請によって発覚するというところでよろしいですか。

○（建設）用地管理課長

そのとおりでございます。

○山田委員

その所有者又は業者から申請が上がってきたときの市の対応がおかしいのではないかとということも聞くのです。それで所有者の資産の下落を招いたり、また逆に言うと市側としても不利益をこうむるというのですか、本当は市のものなのにという場合もあるわけですが、この点についてどういうふうに判断していますか。

○（建設）用地管理課長

基本的には、道路施設については道路用地内、それから民地のものについては民地内におさまっているということが最もいいわけですが、現実的には、例えば民地のものが道路用地にかかっていた場合、簡単に撤去できるものであれば撤去していただくということになりますが、例えば建物本体がかかっていたとか、ブロック塀がかかっていたとかという場合については、なかなかそうもいかないというような状況もあります。また、道路施設につきましても、その道路施設の一部が民有地にかかっているというときに、簡単に移設できればいいのですけれども、それもなかなか費用の関係もあつてできないというような場合など、いろいろなケースがあるかと思えます。そのいろいろなケースについて、個別にその土地所有者側と話をし、例えば道路施設の側溝がかかっていたのであれば、次に側溝改良をするときには移設しますとか、また道路にブロック塀がかかっていたような場合は、次に直すときにおさめてくださいとか、ケース・バイ・ケースの協議になるかと思えますけれども、そういう話し合いをしながら進めているというのが現状でございます。

○山田委員

課長を責めるわけではないのですが、こういうのもやはり小樽の歴史的な事情ですとか、本市の財政的な事情がたぶん影響すると思います。そういった意味では、人事異動などで担当の方が四、五年でかわって、そういう過去の経緯も忘れてしまうことが私は一番悪い部分だと思っていますから、そういう部分は何かの形で苦情情報でもいいですし、そういうものをつくられたほうがいいのではないかとと思うのですが、そういう改善策は何か考えておられますか。

○（建設）用地管理課長

確かに、個別に協議をしたときに解決できればいいのですけれども、中にはなかなか解決に至らなくて、残っているというようなものも確かにございます。そういうものにつきましても、人事異動等で人がかわったときは、必ず次の担当者に引き継いでおりますけれども、中には漏れることもあるかもしれません。

○山田委員

こういう場合の対策をぜひお願いします。また、予算にもかかわってくることでありますし、土地所有者及び業者への丁寧な対応をぜひお願いしたいと思います。

○（建設）用地管理課長

今までもそういうような場合については、個別に丁寧にやっているつもりでございますけれども、今後も同様に丁寧にやっていきたいと思っております。

○山田委員

ぜひともそういう形でお願いしたいと思えます。

◎今後の除雪計画について

それでは、次の質問に移ります。

今後の雪対策ということで、先般、苦情件数のほか、いろいろな内容についてお聞きいたしました。この苦情の内容について、どのような内容だったのか、改めてお聞かせいただきたいと思えます。

○（建設）雪対策課長

まず、本年 2 月 29 日現在、総件数は 2,696 件でございます。これは、私どもは市民の声ということで、苦情と要望を含めた形でまとめております。

内容別といたしましては、除雪依頼 791 件、除雪後の苦情 394 件、排雪依頼 545 件、砂箱の砂補充 175 件となっております。

○山田委員

今年も 2,000 件程度出ているということです。隣の札幌市では 5,000 件以上、そういう内容の要望があったことも聞いております。

そこで、札幌市でやっている除雪計画について知っている範囲で教えてください。

○（建設）雪対策課長

札幌市の除雪計画につきましては、「冬のみちづくりプラン」という、平成 21 年 11 月に策定されたものがありまして、21 年から 30 年の 10 年計画です。除雪費の抑制ですとか、効果的、効率的な除排雪を推進するに当たり、課題を整理しましょうということで、その内容としましては、除排雪の作業効率の低下や雪堆積場の確保、除排雪事業の担い手の不足を補うにはどうしたらよいか。また、除排雪機械の老朽化に伴った確保をどうするか、あと冬期道路交通情報システム等の利用、推進、地域と創る冬みち事業の紹介、市民懇談会という内容になっていると思えます。

○山田委員

私が調べた限りでは、今回で、10 年計画は 2 回目の更新のようです。要するに、もう 20 年前から札幌市ではこういう計画がされているということです。2 回目の更新だという認識でよろしいですか。

○（建設）雪対策課長

はい、過去に 2 度、計画更新をされております。

○山田委員

私は本市においてもこういう計画を策定されてはいかかと思うのです。先ほど、作業効率だとか、担い手不足の話がありましたが、その計画には二、三年前にあったダンプの不足、また機械の老朽化これらに対する対策も網羅されているという認識でよろしいですか。

○（建設）雪対策課長

小樽市におきましては、このプランの策定はされていませんけれども、個々で言いますと、除排雪の作業効率の低下ということで、私どもは除排雪の支障になる道路への雪出しですとか、路上駐車、迷惑駐車に関しましては、ステッカーをワイパーに挟んだり、ワイパーを上げているときにはドアミラーにぶら下げるようにして注意を促したり、雪堆積場の確保ということでは、できるだけ地域内に雪堆積場を確保するようにして、運搬排雪の抑制に努めたり、除排雪事業の担い手不足ということでは、昨年度から会社の経営安定を図るために、最低保障制度を導入

したり、除雪機械の確保ということでは、老朽化した機械の更新を計画していかなければならないと考えております。

○山田委員

今の説明にあるような取組をやっていないとは言っていません。ただ、札幌市のような計画をつくって検証することもやはり大事だと思います。検証することによって、こういうことが足りない、こういうことはちょっと多かったという、課題が出てくるのが当たり前だと私は思っています。ですから、できればこういうような計画を参考にして、10年でなければならぬとは言いません。今の情報社会の中で、また先進事例を見ても、来年再来年どうなるのかという予測も出できますので、そういうものも参考にさせていただければと思います。

それで、また札幌市の例で申しわけないのですが、札幌市では、ホームページ上に「ゆき通信」を出しています。この「ゆき通信」と本市の「除雪だより」をちょっと比較して説明をお願いいたします。

○（建設）雪対策課長

済みません、ちょっとわかりません。

○山田委員

札幌市の「ゆき通信」と小樽市の「除雪だより」の違いというと、札幌市のほうは簡単な情報が出ているのですが、本市のほうは詳しい情報が出ているのです。ただ、私が思うには、やはりなかなか市民の皆さんは、ここまで詳しく見ていないのではないかと思います。市民に向けた情報発信の仕方の違いについてだけでもちょっと聞かせていただければと思います。

○建設部長

大変申しわけございませんけれども、札幌市の「ゆき通信」については、私も雪対策課長も見ておりませんので、ちょっと比較については説明できませんけれども、市といいましょうか、小樽開発建設部と小樽建設管理部と小樽市の三者でつくってごきます除雪だよりにつきましては、市民に知っていただきたい最低の情報を集約して、年1度配布しているという、そういうチラシだと思ってごきますので、決して量が多いだとか少ないだとかということではなくて、我々としては知っていただきたい最低限の情報を集約したチラシだというふうに思っております。

○山田委員

私が言いたいのは、この除雪だよりの内容は最高だと思いますけれども、これを年1回の配布だけではなく、やはり12月から3月までの4ヵ月ですけれども、ある程度簡単なものでもいいですから、毎月発行し、今、どういった苦情がある、どういう地区で何をしているのかということぐらいの情報を、例えば広報に載せるといった方法で、お知らせしたほうがいいのではないかと思います。やはり市民の心配は、なぜ今年は雪が多いのかとか、なぜうちの前に除雪が来ないのかとか、わだちができたのにどうして市のほうで除雪できないのかということです。そういった意味で、何か工夫できることがあればということで、ちょっとお聞きしたわけなのです。それについてどうでしょうか。

○建設部長

タイムリーな情報ということでございますと、なかなか雪については、毎日高さ20センチメートル、30センチメートル降るとか、日々いろいろ状況が変化するというのもあって、そういうことでは対応が難しいというふうに思っております。ただ、我々は、シーズンが終わった後、必ず町会の皆さんと除雪懇談会を開いたり、除雪に関してJVの皆さんと意見交換会を開いておまして、先ほど委員のほうからお話がありました検証することがより重要だということについては、町会の意見、さらにはJVの意見を聞いて、検証をして、翌年度の除雪計画に反映する、そういうことをやってございますので、それについては、我々は、先ほど委員のおっしゃったことも必ずやっているというふうに思っています。

○山田委員

本当にやっていないと言っているわけではないのです、部長。ですから、私が言いたいのは、もっと工夫の余地があるのではないかということです。要するに、今まで私も除雪懇談会に出ていますけれども、やはり上意下達なのです。市民のほうから要望があっても、なかなかそれはできない。しかし、例えば今市長が言われている市民との協働と、また札幌市の例を出すわけではないですけれども、例えば地域協力員、これは福祉除雪とはまたちょっと違うのですけれども、除雪ができない方がいれば隣近所がやって、市から補助が出るという制度もあるわけなのです。そういう例えば除雪懇談会で上意下達ではなくて、そういった市民の力を生かした方法ができるのではないかと、今回こういうような形でちょっと言わせていただいています。その点についての意見はどうか。

○（建設）雪対策課長

今、委員が言われたとおり、ちょっと調べてみますと、札幌市では、高齢者、障害をお持ちの方の間口除雪、あとは敷地内の除雪等の福祉除雪事業ですとか、中学生の福祉除雪ボランティア活動と、いろいろありますけれども、小樽市でも、建設部のほうで福祉部と連携を図りながら、置き雪対策もやっておりますし、いずれにしても除雪座談会を行っておりまして、町会の皆様からの御意見を反映させながら、今後におきましても除雪の計画をつくっていききたいと思います。

○山田委員

先進事例ということでは、秋田県藤里町の北部地区の雪処理を考える座談会というのがあります。これについては、例えばスコップで除雪をできるところ、小さい民間の除雪機で除雪をできるところ、それを二つあわせたところ、そういうような形で、地域の力をかりてやっている部分もあるのです。例えば道路の除雪に関する間口寄せ雪という、間口に残った雪をどこか片方に寄せる方法で処理している実験もあるというふうに聞いております。ですから、そういう先進事例もぜひ調べていただいて、本市でも共有できる部分は考えていただきたいと思うのですが、その点どうですか。

○建設部長

先ほど委員からもお話があったとおり、今後、先進事例を参考にしながら、創意工夫をしていきたいというふうに思っております。

○山田委員

はい、ありがとうございます。

私も微力ながら、こういった情報を皆さんと共有して、ぜひともいい除雪で、市民の負担を少なくできるような形でしていただければと思います。

◎除排雪作業による物損事故について

それで、それに関連して、車道や歩道のガードレールについて、やはり今年も場所的には同じような箇所が破損しているように見えます。昨年もこういう質問をしていますが、まず、現状はどうでしょうか。

○（建設）雪対策課長

まず、ガードレール等の安全策ですけれども、まず、ひっかけそうだという箇所につきましては、シーズン前にポールを立てたり、防護をしたり、オペレーターの見やすいような状況をつくったりしているのですけれども、やはりカーブとか、あとは雪で押されたりとか、ガードケーブルにつきましては、雪の重みでたるんだりとかする状況も見受けられるところも現にあります。毎年、気をつけてはいますけれども、雪が相手なものですから、なかなか防げない部分もあるところです。

○山田委員

そういうことなのですけれども、まず、昨年の破損箇所というのは押さえていますよね。

○（建設）雪対策課長

数が結構あるものですから、例えばガードレールにつきましては、高島のかもめが丘団地の入り口のガードレールが曲がったりとか、あとは奥沢の市道北山手線のガードケーブルが雪を寄せたために、支柱がたるんだりとか、何件かのそういう事例はあります。

○山田委員

見ていると、毎年同じような箇所が壊れているように見受けられるのです。同じ場所なら、何か防ぐことができる施策があるのではないかという気はするのですが、今言われたように、ここが境目だという、何かそういう支柱を立てていらっしゃるようですが、業者に対しても、この部分は昨年も壊れているから気をつけてほしいと、そういう注意とかはしているのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

毎年そういうことを繰り返すこと自体がちょっとおかしいものですから、やはりシーズン前には注意をしております。我々もチェックポイントをつけていますので、例えばこの家には塀があるからここを気をつけなさいとか、ここはポールをきちんと立ててとか、そういう指導はしておりますが、ぎりぎりまで雪を取ったり、雪を押しつけたりすることで、やはりどうしてもつぶれたりとか、たるんだりする現象は出てきてしまいます。極力は気をつけているつもりでございます。

○山田委員

植樹ますの、例えば街路樹に関してはどうですか。

○（建設）雪対策課長

街路樹につきましても、かなり木を削ったり、枝が折れたり、そういうところが見受けられて、今年はまだないですけれども、昨年 1 件、苦情がありました。それにつきましては、公園担当のほうと協議をしたり、見ていただいたり、何か手当てできないかとか、そういう協議をしたこともあります。

○山田委員

その事後処理としては、また植えるということですか。

○（建設）堤主幹

雪等で損傷した木については、私どものほうで雪解け後、確認させてもらいまして、明らかにこれはもう枯れる木だということであれば、この業者が決まっておりますので、そういった部分で植え替え等を含めた対応はいただいているところでございます。

それから、全く植樹ますがないところの木というと、これは全然別の次元になりますので、それはまた私どものほうの担当で随時、継続的に考えていきたいと思っております。

○山田委員

わかりました。

こういうガードレールやガードケーブルの損傷に対する予算措置としては、どれぐらい見えていますか。

○（建設）建設事業課長

地域総合除雪で行っている除雪及び排雪において損傷が起きたガードレール、ガードケーブルにつきましては、請負業者の責任となれば、直してもらうことになります。不明なものについては、危険性が伴うものであれば、通常の道路維持業務で直している状況でございます。

○山田委員

そうしたら、最後にちょっと除雪の方法なのですが、現在は一筆書きの状況で除雪をしていると思うのですが、例えば札幌市は逆回りを試行しています。片側にいつも多く寄せていて、向かい側は少ないところを逆回りすると、不公平感が平均されるという、何かそういうようなことも聞いているのですが、そういう改

善についてはどうお考えでしょうか。

○（建設）雪対策課長

札幌市にもお伺いしてみたいとは思いますが、逆回りになることで、例えば限られた少ない時間の中で遠くに行って戻ってきてまた行くとか、そういう現象も起きてしまうものですから、今は最短でやっているのですけれども、逆回りすることによって、距離が伸びたりして時間内に終われなくなることも予想されますし、あとはオペレーターの技量といますか、覚えといますか、逆に行ってどこをどう回ったかわからなくなるような状況も懸念されますので、例えばここへ行って次こと、今までだと頭に入っているものが、それが逆から行くことによって、なれるまでちょっとというのも懸念される場所もありますけれども、その辺をステーション会議の話題に出してみたいとは思っています。

○山田委員

いろいろとお聞きしましたが、最後に、福祉除雪も含めて、福祉サイドにおける雪対策について福祉部では、やはりその専門的な知識を持っていないので、例えばこういうところの除雪はこうしたほうが良いなど、今後建設部からこうしたアドバイスをすることはできませんか。また、そういう協力体制のあり方について、最後に聞かせていただいて、質問を終わりたいと思います。

○建設部長

他部署ということで、福祉部に限らず、現在、いろいろなことをやっているつもりでおります。例えば、福祉部との話でいけば、先ほど雪対策課長のほうからありましたように、置き雪対策については、今、福祉除雪の方を対象として第1種、第2種、第3種路線で、300件弱の方を対象にしてやっていますし、それについては福祉部と連携をした中での事業でございます。かつては町会の方々に置き雪対策の対象者を選んでいただいていたのですけれども、なかなか難しいということもございまして、現在は福祉部とやっていますし、また通学路の確保ということも教育部とは一緒にやってございまして、いろいろなところで連携を図ってございまして、今後もより一層各部、また、市内一緒になって雪対策に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○山田委員

札幌市では地域協力員がもう2,000人ぐらいいるそうです。小樽市でも福祉除雪などで地域の力を活用しながら、万全なる除雪体制となるよう、今後ともよろしく願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○松田委員

先ほど、最初に各部門の方からいろいろ報告がございましたので、その報告を聞いて、まず何点が質問させていただきたいと思います。

◎住宅リフォーム助成制度について

まず、住宅リフォーム条例につきましてですが、中身については私たち自身が提案したことで、それについてはよろしいのですが、先ほど3月30日に、業者の方に説明するときに使うパンフレットをつくったということなのですが、これについて提案したいと思うのです。その中身なのですが、全部、文字で、一見してちょっとわかりづらいと思いました。例えばイラストを入れたりだとか、もう少しわかりやすいような、内容にしていたらというふうに思うのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

伝えたい情報が結構あるものですから、字面が多くなってしまっていて、確かに委員が御指摘のとおり、見た目はあまりよろしくないのではないかとこのように思います。ただ、ここに書かれている内容は、ぜひというか、必

要な事項ということで明記をさせていただいております。ただ、今おっしゃったように、例えばちょっとしたイラストを入れるだとか、そういった工夫は、まだ多少日にちがございまして、その中で検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○松田委員

それと、この中身のことなのですが、申込みをできる方というところで、申込者の前年の所得金額 550 万円以下であるというふうに記載されているのですが、一般的に所得というのはなかなかわかりづらいと思いますので、ちょっと括弧書きで、給与収入が幾らとかというようなことにすると、皆さんもわかりやすいのではないかと思います。

また、これは申込期間が 4 月 5 日から 4 月 25 日までということで、期間限定になっていますので、パンフレットを使う日数的にはそれほど長くはないと思いますが、結局 3 月 30 日に業者の方に説明して、そのほかはどういった形で周知される予定でしょうか。

○（建設）建築住宅課長

所得金額のところについては、委員の御指摘のとおり修正をしたいと、よりわかりやすい表記にしたいというふうに思います。また、このパンフレットにつきましては、今定例会終了後に、市の各窓口とか、それから今言った説明会、それもかなりの出席者が予想されますので、その中で配付をすとか、そういったことを考えてございます。

○松田委員

わかりました。平成 24 年度の新規事業でございますので、成功するように私たちも取り組んでいきたいというふうに思います。これについてはよろしく願いいたします。

◎屋外広告物条例案について

次に、屋外広告物条例案について、1 点確認したいことがございます。

この条例案の附則に、経過措置というところがございます。市のこの条例案については、中身が他都市に比べて大変厳しいものになっているというふうにお聞きしましたけれども、「これらを改造し、移転し、又は表示の変更をするときまでは、なお従前の例により表示し、又は設置することができる」というふうになってございます。期限が書いていないということは、それを変えない限りはずっと従前の基準で、極端な話でいくと、景観にマッチしなくてもそのまま使って構わないということでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

経過措置については、そのとおりです。ただ、マッチしなくなるというふうにおっしゃいましたけれども、もとも今の条例ではマッチしているのですね。それを市の今、新しい基準に変えるとその基準に合わなくなるということで、それは従前の基準に合致したものについては、変更があるまではということです。これは、理由としましては、委員がおっしゃるように、非常に基準が厳しくなりますので、一気に変更するのはなかなか難しいというふうに考えまして、若干の時間は要しますが、順次変更の段階で変えていっていただきたいということで考えた規定でございます。

○松田委員

わかりました。

◎一般国道 5 号忍路防災事業について

次に、一般国道 5 号忍路防災事業の進捗状況について、先ほど説明していただいたのですが、新市道ルートは、昨年第 3 回定例会でいただいた資料のとおり、小樽開発建設部と協議をして、このとおりの流れでいくということでしょうか。

○（建設）阿部主幹

委員のおっしゃるとおり、第 3 回定例会で説明したとおりのルートでございます。

○松田委員

それで、小樽開建ともルートの協議をして、住民については昨年 6 月から 8 月まで説明会を関係町会で開いたということなのですが、それ以後というのは、町会の方への説明会というのはやっているのでしょうか。

○（建設）阿部主幹

昨年の 6 月と 8 月に住民の同意をいただきましたので、それを基にして小樽開発建設部と今回、協定を結ばせていただいたということでございまして、8 月以降は説明会は開催しておりません。

○松田委員

今後、これについての説明会というのは、開く予定はございますでしょうか。

○（建設）阿部主幹

協定を締結したということでの説明会は予定してございませんが、今後、用地補償等がうまく進みまして、工事に着手するという段階になりましたら、事前工事説明会という形で説明させていただく予定でございます。

○松田委員

わかりました。では、今後ともよろしく願いいたします。

◎市営住宅の家賃について

次に、公営住宅について家賃を中心に質問させていただきたいというふうに思います。

今年の秋にはいよいよオタモイ住宅 4 号棟が完成し、住み替えも始まります。それで、当然、新しい団地に入居することになると、今まで支払っていた家賃よりも高くなるということが考えられます。新しい住宅の家賃というのはもう既に決まっているのでしょうか。

○（建設）小林主幹

今、家賃の関係は、作業中ございまして、近く出る予定でございます。

○松田委員

まだ決まっていないということなのですが、当然、新しい住宅になるわけですから、家賃は今までよりも高くなるというふうに思うのですが、家賃の激変緩和ということで、段階的に家賃を上げるなどの措置がとられるというふうに思いますが、それについての考えをお示しいただければというふうに思います。

○（建設）小林主幹

建替えに伴いまして、家賃の特例というのが法律でありまして、当然、新家賃になりますと上がりますので、6 年間かけて本来の家賃に近づけていくという軽減措置というか、緩和措置をとることになっております。

○松田委員

それで、これは一般的になのですが、家賃の額につきましては、部屋の広さだとか入居者の人数、またその方の収入など算定に一定のルールがあると思いますけれども、その家賃の算定方法についてお知らせしていただければというふうに思います。

○（建設）小林主幹

家賃の算定は、収入に基づいて行います。収入の区分は 8 区分に分かれておりまして、それぞれの収入に応じて家賃算定基礎額が政令で定められております。この家賃算定基礎額に、市町村係数、これは小樽市であれば 0.8 ですけれども、それぞれの市町村によって係数が定められております。それと、規模係数といいまして部屋の面積、これも係数としてこの家賃算定基礎額に掛けます。それと、経過年数、それと利便性係数、これはいわゆる浴室があるとか、そういった利便の関係の係数ですけれども、こういったものを掛けまして、家賃を算定してございます。

○松田委員

それで、わかる範囲内で結構ですので、住宅に入っている方の人数と、住宅の型別のミスマッチ世帯について、現在、本市ではどのようになっているのか、教えていただければと思います。

○（建設）小林主幹

現時点での数字はちょっと押さえておりませんが、公共賃貸住宅長寿命化計画策定の折に拾った数字で答弁させていただきます。これは平成 21 年 7 月末現在の数字でございますけれども、ミスマッチ世帯が 633 世帯、入居全体の数で割り返しますと 22.6 パーセントということでございます。

○松田委員

そのミスマッチ世帯に関連してお聞きしたいのですけれども、例えば今まで 3 人世帯だったら、その収入に応じて家賃というのが決まっていると思うのですけれども、例えば 3 人世帯のうち、極端な言い方をすると、収入の高い方が例えばお亡くなりになるなどした場合、家賃が変わって安くなると思うのですけれども、そういった場合、本来は 3 人いなければ入れないところに、結局 2 人とか 1 人で暮らすようになってと思います。そうなったときに、部屋数が多いのにもかかわらず、家賃が安くなるということで、そういったことの逆転現象というのはいないでしょうか。

○（建設）小林主幹

家賃の算定に当たりましては、規模係数がありますので、同じ 1 人の方が例えば 3 LDK に住まわれている場合と、2 LDK に住まわれている場合、当然、算定に当たっては広いところが高い家賃になります。それと同時に、家賃の算定は収入というのが基本になりますので、その大きな収入を得ている方が無職になったとした場合に、逆転というのは計算上あり得るかと思っております。

○松田委員

小樽市でもやはりそういった逆転現象はありますか。そういう人数的なものは押さえているのですか。

○（建設）小林主幹

数字はちょっと押さえてございません。

○松田委員

わかりました。それでは、この家賃に関連してお聞きしますけれども、現在、小樽市の市営住宅入居者で、収入面で入居基準を超えている世帯というのはありますでしょうか。例えば、収入がかなり多くて、市営住宅には入ることができないということで、よく明渡ししてほしいというような事例が他市町村であるのですけれども、そういったケースとかというのはありますでしょうか。

○（建設）小林主幹

新年度の家賃に当たりまして、2 月上旬に収入認定通知を出しております。そのときの数字で申しますと、入居戸数が 2,723 世帯のうち、収入超過者が 108 世帯でございます。

○松田委員

そのオーバーした方については、やはり何らかの措置はされるのでしょうか。

○（建設）小林主幹

収入認定通知に当たりまして、収入超過者という手紙を一緒に入れて、明渡しの努力をしてくださいという文書は出しております。それと同時に、家賃の算定に当たりましては、収入が超過していますので、その部分については、割増し家賃ということで加算をして算定してございます。

○松田委員

それで、今、小樽の市営住宅に住まわれている方で、一番収入の多い方というのは、どのくらいの金額なのでしょうか。

○（建設）小林主幹

高額所得者ということでございますけれども、所得金額で言いますと、月額で 56 万 8,853 円の方が入居されております。

○松田委員

所得で 56 万 8,000 円とは、56 万円とは収入ではなく所得ですか。

○（建設）小林主幹

政令月収で 56 万 8,853 円の方が入っています。

○松田委員

わかりました。まだ、年度途中のことなのですけれども、住宅使用料の平成 23 年度収入見込みは、どういうふうになっていますでしょうか。収入見込みとどうか、要するに調定して収入、滞納状況とかというのは、どういうふうになっていますでしょうか。

○（建設）小林主幹

申しわけございません。ちょっと資料を持ち合わせていないので、後ほど報告させていただきます。

○松田委員

それで、予算説明書を見ましたら、住宅事業費の一般管理費で、家賃滞納訴訟等滞納整理事業費ということで 106 万円が計上されておりますが、これの中身についてお知らせください。

○（建設）小林主幹

中身につきましては、いわゆる弁護士の費用と事務的な経費、こういったものを含めての金額でございます。当然、弁護士にお願いする場合については、訴訟の関係と、あと場合によっては強制執行、こういった部分も含めての金額になっております。

○松田委員

それで、昨年第 2 回定例会で滞納による明渡しへの訴えの提起がありましたけれども、現在、平成 24 年度もこのような対象になりそうな方というのはいらっしゃるのでしょうか。

○（建設）小林主幹

予算編成に当たりましては、特定の方を対象にして編成したというよりも、要綱に基づきまして、悪質な方、こういった方につきましては、対象を絞ってやっていきたいということです。

○松田委員

そうしたら、これは別にそういうことがありそうだということではなくて、一応、既定的にこういう訴訟費用を予算に計上しているということでしょうか。

○（建設）小林主幹

はい。そのとおりでございます。

○松田委員

わかりました。

次に、駐車場の件でございますけれども、今、一般住宅にお住まいの方でも、一家で複数の車両を所有する世帯が多くなってきておりますが、市営住宅にお住まいの方で、駐車スペースを複数利用している方というのはいらっしゃいますでしょうか。

○（建設）小林主幹

平成 23 年 4 月 1 日現在で、2 台分使われている方が 107 世帯、3 台分使われている方が 1 世帯でございます。

○松田委員

3 台もお持ちの方がいらっしゃるということについて、前回、駐車料金が三千幾らということをお聞きしたので

すけれども、3台ということについてはどのようなお考えですか。

○（建設）小林主幹

それぞれの家庭で、働いている方がいるということで理解しております。

○松田委員

ちょっと納得のいかない部分もありますけれども、本人がきちんと払っているのであればわかりました。

◎除雪対策について

次に、除雪対策についてお聞きしたいと思います。

本年は道内で、岩見沢市道北地方におきましては、本当にすごい雪で、また先月は函館市でも記録的な豪雪に見舞われました。道内のどこの自治体でもこの除排雪については、特に岩見沢市は自衛隊に除雪を依頼したとか、そういった問題もありました。

小樽市には、それほどでもないのかと思いましたが、昨年と比較して雪が多く、累積降雪量が6メートルにも達しようとしている、またそれに付随して除排雪に関する要望や苦情も2,700件くらい来ているということをお聞きしました。

それで、小樽市には6か所の除雪ステーションがありますけれども、担当ステーションごとの要望や苦情の数を押さえていたら教えていただければというふうに思います。

○（建設）雪対策課長

ステーションごとの合計でよろしいですか。

○松田委員

はい。

○（建設）雪対策課長

北地域の第1ステーションが336件、松ヶ枝地域の第2ステーションが486件、桜・朝里地域の第3ステーションが918件、銭函地域の第4ステーションが202件、手宮地域の第5ステーションが356件、勝納地域の第6ステーションが398件、合計2,696件となっています。これは2月29日現在です。

○松田委員

今お聞きしましたら、第3ステーションが918件ということで件数が突出しているのですけれども、これは何か理由は考えられますでしょうか。

○（建設）雪対策課長

地域の面積的にも広いせいもあると思いますし、あとはやはり地域の皆様の声というのか、目が肥えているのかわかりませんが、ちょっと年々グレードが上がってきていることもあるかもしれません。

○松田委員

わかりました。地域差だとか、単に数字だけではなくて、先ほど言いましたとおり、広さだとか、またこれが全部が依頼なのか苦情なのかということもあるのだと思います。

それで、実は市民の方から、ステーションに電話した折、その対応した方の対応が悪いということが、苦情として何件か聞かれております。私たちのほうにも、こういうふうにして依頼したら、すごく嫌な声を聞いたとか、そういう苦情も寄せられているのですけれども、市のほうにはその対応した方に対する苦情についてというのはありますでしょうか。

○（建設）雪対策課長

ステーションの職員の対応が悪くて、市のほうに苦情が来るというケースも何件かございます。それにつきましては、その都度、ステーションのほうに電話で連絡しまして、一言で言うと、こういう苦情があったので気をつけなさいという指示を出すとともに、ステーション会議も定期的に行っていますので、その中でも話題に出して、作

業員も含めてそちらのほうにも周知が行き届くように指導しております。

○松田委員

雪国の小樽にとっては、確かに雪の問題に関しては、近隣のトラブルにもなるというような部分もありますので、そういったことで担当者の方もまたやりとりの中でちょっとそういう感情的になった部分もあるかと思えますけれども、今後、そういうことでよろしくをお願いします。

それで、この除雪だよりの中で、ステーションの受付時間が 8 時 50 分から 5 時 20 分となっておりますが、時間外については、災害時のみ転送電話で対応するというふうになっています。この転送というのはどこに転送されて、また災害というのは、どういったことを指しているのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

災害というのは、人命にかかわるような、緊急性を要する、例えば何か交通事故があつて、事故処理が必要などきなどに対応して、転送するという意味で書いております。今のところ、災害時のみという状況はないのではないかと思いますけれども。転送先は、各ステーションの業務主任ですとか副業務主任ですとか、その日の当番の方の携帯に転送されることになっております。

○松田委員

この転送電話で対応したケースというのは、何件ぐらいありますでしょうか。

○（建設）雪対策課長

件数はちょっと把握しておりませんが、業者のほうには転送されたら対応するよというふうに伝えておりますので、この除雪だよりには災害時のみと書いていますけれども、どちらにしても転送されて、ステーションの人間に呼出しになって、出ますので、対応はするというふうになっております。

○松田委員

わかりました。

この除雪だよりにおきましては、市内には 5 か所の雪堆積場があり、市民の方も利用できるというふうに書いておりますけれども、雪堆積場における市民の方の利用状況だとかというのは押さえているのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

市民と行政側と合わせて台数を集計しますので、市民の利用が何台とかが押さえておりません。

○松田委員

特に平日よりも日祝日に市民の方が利用することが多いと思うのですが、そういった場合、市民の方というのはどちらかというとも小型のトラックが多いと思いますし、業者の方は大型トラックということで混在して、かなり利用するというふうなのですが、過去に例えば物損事故だとか、けがをしたとか、そういう事故の報告というのはありましたでしょうか。

○（建設）雪対策課長

過去はちょっとわかりませんが、私が来ている 2 年の間には、そういう報告は受けておりません。事故を起こしたときには、すぐに事故報告書を上げるということになっておりますが、そういうものは私のほうには、まだ届けはありません。

○松田委員

そうしたら、それは必ず市の業者かどうかに限らず、そういった場合、事故があれば必ず事故報告書が上がっていくということなのですか。

次に、先日の新聞報道によれば、豪雪に見舞われた地域では、除排雪を行う建設業者が夏場の公共事業の減少などで、除雪機械のオペレーターや除排雪のダンプカーの確保が難しくなっている。業者へのアンケート調査では、緊急時への対応について、少し遅れる、すぐに対応できなかったという回答が 45 パーセントに上っているというこ

とでした。小樽市においては、こういった建設業界の不況によりダンプカーが少なくなったといった影響はありましたでしょうか。

○（建設）雪対策課長

今、御質問ありました公共工事の減少ということでは、小樽市としては影響がなかったと思っております。

○松田委員

わかりました。次に、先ほどの砂箱のことで質問がありましたけれども、凍結路に対する滑り止め用として砂箱がありますけれども、市内における設置数はどのようになっておりますでしょうか。

○（建設）雪対策課長

砂箱の平成 23 年度までの累計でございますけれども、本設置のもの、一般的にはドラム缶を切った緑色の砂箱ですけれども、それが 603 か所、それと仮設でバケツみたいなものに入れているのが 39 か所、合計 642 か所となっております。

○松田委員

実は私もお願いしまして、仮設のものをつけていただいたということがあるのですが、仮設のものはいずれはきちんとしたものにつけ替えてくれるのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

いいえ、そうとも言えませんけれども、本設置する場合には、やはり設置する土地の問題があります。できれば市道の中がよいのですが、私道とか私有地につけますと、許可をもらったりしなければならぬものですから、そういうところに関しては、やはり許可がとれるところを優先として、仮設であれば、冬期間に置いて夏期のシーズンオフになったら撤去しますので、そういう条件等も考えております。

○松田委員

それで、砂箱の設置基準は、どういうふうになっていますか。先ほど土地の確保ができればきちんとしたものをつけていただけるということだったので、基本的にはお願いすれば、仮設にしても、きちんとしたものについても、どちらでも希望すればつけていただけるということでしょうか。

○（建設）雪対策課長

当然、希望や要望は出てくると思うのですが、その中でもやはり交差点付近ですとか、急坂箇所ですとか、その状況を我々も確認しながら、それと先ほど言いました設置場所等も考えながら判断材料として、つけられませんかということも中にはあります。

○松田委員

わかりました。今、3月を迎え、やっと少し雪についても一段落してきたのではないかと思うのですが、ただ、昨今、このようにまた、今度また解けてくるとわだちができたとかということで、またいろいろと除雪の依頼などがあるとは思いますが、無事故で除雪していただければというふうに思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 14 分

再開 午後 3 時 37 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

○山口委員

◎空き家対策について

本日は、3点について質問させていただきます。

予算特別委員会で、空き家の再生ということで一定の提案をさせていただきました。空き家の問題は、何度も繰り返して言いませんが、地域が共通に抱える課題であるということで、本市としても空き家の調査をされました。その状態についても、いわゆる良好空き家、すぐにでも住んでいただけるような空き家と、住むには相当な改修が必要というような空き家も含めて、分けてその調査もされているというふう聞いておりますし、それを受けて空き家バンク等も制度として運用されているという状況です。

ただ、こういうふうに北海道は雪が大変多くなっていると。降雪量が増えて、屋根等の落雪や、雪の重みで倒壊をしたり、非常にそういうものが地域の課題になってきているというところになって、空き家に関する管理条例みたいなものを各自自治体が設けているような実情についても、共産党の北野委員が本会議でも論議をされて質疑が行われたことは、承知しているわけです。

そうした中で、私は旧国鉄手宮線の沿線の再生については、予算特別委員会で申し上げて、それについては、民間と市が協働で具体的にこれから対処していきましょうというような答弁をいただきましたので、我々も努力して、これが再生できるように、地域資源の活用につながるような空き家再生事業になるようにやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと、ここでもお願ひを一つ申し上げておきます。

もう一つは、市内に点在する空き家の活用について、空き家バンクまでは来たわけですが、それ以上の活用の方法みたいなものについては、私は論議を申し上げているわけですが、なかなかそれが事業として進んでいかない現状にあるわけです。

私は空き家ファンドを提案して、市内の高台に点在する空き家について、いわゆる二地域居住の活用の手法として、小口のファンドで資金を集めて、それを活用して、空き家を別荘風に改築して、それを本州の人に買い取っていただく。これはいろいろ方法についても具体的に申し上げているわけですが、そういう事業を何とか立ち上げてくれないかということで、建築士会の一部のまちづくり部会の皆さんと話をしたりしていたわけです。その提案も申し上げて、研究はしたいという答弁までいただいております。

例えば、議員提案の住宅リフォーム助成事業でも、今、一步踏み込んで、私的財産にも一部、行政がお金を入れて、近年、大変苦境に陥っている地元の建設事業者に対して、市としても一定のてこ入れをしようという意味もあるわけですね。

その空き家の再生については、単に経済対策だけではなくて、小樽の魅力を活用をしてというか、バックにして、新たな住民を小樽に呼び込む、又は、一時的な住民を呼び込んで、小樽の活性化に資するというようなことで、それに付随して市内の業者も仕事ができるということですから、これは単に民間の取組ということだけではなくて、行政も中に入って、行政の信用力でやるというようなことも、もう必要ではないかというふうに今考えております。

もう一つ、寄附条例は、私が提案申し上げて、一生懸命スキームをつくっていただいて、それで資金を集めていただいて、いろいろな事業にも活用されておりますけれども、これも当初3,000万円以上集まったものが、今、順次減っていますね。だから、そういう方の、名簿等もつくっていらっしゃいますし、ある意味ではそういう小樽ファンとして協力をしていただいている方がわかっているわけですから、そういう方にも例えば呼びかけて、私が今申し上げた事業に対する、言ってみるなら支援ですね。これはファンドですから、当然、一定の利回りというか、そういうものを、民間ファンド並みとはいきませんが、一定の配当、あとは、例えば事業が発生しなかったら、元金を返せばいいわけですから、そういう社会的ファンドといえますか、そういうのにも協力していただけるような素地ができておりますので、ぜひそういうものを活用して、新たな地域再生ファンド、いわゆる空き家再生ファン

ドで、地域に点在する空き家を活用していく、地域支援としてそういうふうな事業を市としても考えられたらいかがかと思えます。

については、私はまず、私的な懇談会、研究会、こういうものをまちづくり推進課の中に立ち上げていただけませんか。なかなか公的な正式な勉強会とかになりますと、市議会議員は入れていただけませんので、我々も入れていただきながらやりたいということです。住宅リフォームでは勉強会をしました。議員やあとは民間の建設事業者、あとは設計を主に生業としていらっしゃる方もいらっしゃいますので、私的な懇談会、勉強会でよろしいですから、そういうものをぜひ検討していただきたいというのが最初の質問ですけれども、そういうことに対してどのように今後対処されようとするのかをお聞きしたいと思います。

○建設部長

この空き家のファンドについては、従前から山口委員のほうからいろいろと御提案をいただいております、我々も今までも何回か答弁させていただいております。空き家については、先ほど委員からお話があったとおり、本当に地域にとって、それぞれの自治体にとって非常に課題だというふうに我々も認識しております、その解消というのでしょうか、それに向けてはいろいろなことを取り組んでいく必要があるというふうには思っております。

それで、一つには小樽の魅力を活用して、小樽の活性化に資するというような、そういう空き家の利用方法について、さらには付随して本市の建設産業の、今回、住宅リフォームの助成条例を、そういう目的でやってございませぬけれども、市内の建設産業の発展に資するという、そういう目的もあわせて、そういうファンドをつくるということについては、我々もそういうことでは、何も反対するものではございません。

ただ、一方で、今、庁内に私的な懇談会をつくるというようなことですか、行政がどこまでかかわっていいのかという点については、非常に難しいところだということもありますし、また、ファンドですから、ある程度、先ほどお話がありましたけれども、利回りがあるというような、そういうことが必要になりますので、これらを含めて、やはり繰り返しになりますけれども、行政のかかわり方とか、ファンドの成立だとか、そういうなかなか今すぐ解決のできるようなことが、何かすぐ思いつかないような難しい課題もありますので、今後、先ほどのお話にもありましたけれども、一緒になって研究できるところについては研究していきたいというふうに思います。

○山口委員

今の提案を申し上げた理由の一つに、今、国土交通省の空き家再生支援事業の中でちょっと関連しているいろいろネットで調べておりましたら、ソーシャルビジネス支援事業というのがございます。そういう中に、行政がその計画の一部に参画して、NPOがその受皿になってやる事業については、国交省が直接ではございませんが、国交省の所管のいわゆる財団みたいところが助成をするような制度もあるようでしたから、そういうのも含めて、これは全く民間ではできないものではないわけです。行政も事業に一部参画をすることが条件になっておりますので、それでならいけるのではないかという感触も持ったこともあったのです。もう一つは、やはり行政の信用力というのがございます。だから、寄附金も集まるわけですから。そういうことも含めて、ちょっと新たな情報もあったものですから御提案を申し上げたわけですから、難しい問題もありますけれども、そういうことも含めて、どうしたらクリアできるのかということも含めて、単に私と担当部局との意見交換だけではなく、三人寄れば文殊の知恵ということもございませぬので、私の知恵だけでは足りない部分がありますので、ぜひそういう有志による研究会みたいなものをお時間を割いていただくこととなりますけれども、立ち上げていただけたらと、再度、要望を申し上げますが、その件について、再度、御答弁をお願いしたいと思います。

○建設部長

私は、そのソーシャルビジネス支援事業の内容がよくわからないのですけれども、社会的な課題を解決するための事業を、そういうNPOを含めた中で解決するという事業があるということであれば、非常に魅力的な事業だと思いますので、今、委員からお話があったとおり、有志による研究会については、同じ答弁の繰り返しですけれども

も、研究させていただきたいと思います。

○山口委員

ぜひ一步踏み込んで勉強させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎奥沢ダムについて

次は、水道局にお聞きしたいのですが、前回の本委員会でも申し上げておりますけれども、奥沢ダムの件でございます。

今の事業の進捗状況について、まずお聞きしたいと思います。

○（水道）整備推進課長

今の工事の進捗状況について報告させていただきます。

現在、堤体をV字状に掘削する土工事については、ほぼ完了しております。現在、水路を設置する工事に取りかかっている段階でございます。現場でのコンクリート打設工事については、既に完了しております。

今、製作したコンクリートブロックを現地に据えつけて水路をつくっていくという工事を進めているところでございます。工事期限が3月26日でございますけれども、工期内に工事については完了する見込みになっております。

○山口委員

今、暖気が続いて、若干、雪解けが早まっているようでございますけれども、その辺の心配は要りませんか。いわゆる雪解けの水は、二股沢川から大量に流入するというような事態も考えられないことはないわけですよ。今、このダムの湖底のところに水路ができていて、それで堤体を切ったわけですから、そこから今、勝納川につながる工事もされているわけですよ。その工事は、大体いつごろ完成の予定ですか。

○（水道）整備推進課長

今、融雪期を迎えるに当たって、現場では二股沢川の上流から仮設水路で切り替えている水路がございます。そのほかに、現地には水中ポンプ9台を配置しております。また、取水塔からの非常放流もできる状況となっておりますので、融雪については心配ないと考えており、4月に入るまでには対応できるものと見込んでおります。水路については、コンクリートブロックを現地に設置するのは、工期は3月26日でございますけれども、3月20日の週にはおおむね水を流せるような状況が作り出せるというふうに思っております。

○山口委員

そうなってくると、あと残るのは、基本的にダムの湖底の整備をどうするのかということです。それについては、民間も入れた跡地というのか、整備について、検討会のようなものをおつくりになるという話は聞いていますが、それはどのようなスケジュールで、また、どういう範囲の委員を集めておやりになるのかをお聞きしたいと思います。

○（水道）整備推進課長

今、奥沢ダムの貯水池の跡地の利用につきましては、平成24年度中に検討委員会を立ち上げて、方向性を出したいというふうに考えております。その検討委員会につきましては、有識者、それから地元の町会の方を交えて、そのほかにも行政の方とか、そういうメンバーで組織しまして、その跡地についての方向性を出していきたいというふうに考えております。

○山口委員

跡地については、何度も申し上げているのですが、私は大変、興味を持っております。ただ、その委員会には、我々はいれないわけですよ。こういう場では話はできますけれども。

一定の方向性について、私のほうからぜひこうしてほしいという要望を申し上げますと、1回見させていただきましたけれども、今、二股沢川の一部の水が貯水池内に入って、湾曲したような形で、自然河川と言うか、要するに堆積した土砂の中に水路ができて流れているわけです。例えば、それを直線にするとか、それでブロックの三面

張りとは言わないけれども、河川改修でやられるような方法でやられるのは非常にまずいと思っております。また、上流には人家も何もありませんし、針葉樹もずっとありますけれども、広葉樹の林もあるわけですね。そういう落ち葉の腐葉土がせっかく堆積して、非常に良好な土砂というか、土になっていると思います。例えば、あそこを公園としてぜひ整備をしてほしいというような声も当然出ているでしょうし、私もそういうことを申し上げております。そういう意味で、市民が非常に誇れるような、歴史的ないわゆる産業遺構であるわけですから、まだ水すだれも当然残るわけですし、そこに行く橋も含めて、今後はある意味では自由に市民がいつでもそこを歩いて湖底に入れるようになると思っておりますので、そういう意味で小樽の資源ですから、それにふさわしい整備をしていただけるようにぜひお願いしたいと思っております。

お金もそれほどかけるわけにいかないと思いますから、私は湖底は今ちょうど土砂の堆積した地盤面ではないかと思うわけでは、ブルドーザーを入れて、土砂をとってどこかに移すとか、そういう必要はないのではないかというように思います。すぐに全部の整備を終える必要はありませんから、時間を追って土砂が堆積して、固まっていく中で考えてもいいと思いますし。ただ、ダム内の水路の整備については、私は堤体に張られていた石を、本当に使っていただけるのか、そこも大変心配しておりますし、そういう歴史遺構にふさわしい整備を、なるべくお金をかけないように工夫してやっていただくというふうにお願ひしたいと思っておりますので、まず、これからも論議に参加させていただきますけれども、そこを配慮していただくようお願いしたいと思っておりますが、それについての感想というか、特に水道局長は今回でリタイアをされるという、私としては大変残念な状況になっておりますので、局長の抱負というのをお聞きしたいと思っておりますが、いかがですか。

○水道局長

この件について、私がコメントするのがふさわしいのかどうか分かりませんが、今、一番問題になっているのは、結局、その堆積した土砂が腐葉土みたいな形で、我々としては緑化だとか、そういうものには非常に有効なものではないかというふうには思っているのですが、河川管理者側はそれをどう固定化といいますか、流出しないようにできるかという担保という部分が、今一番課題になっています。そういう意味で、どのような処置をすれば、勝納川の河川管理者にこの状況でいいと言ってもらえるのか。水利権の廃止というのを、これからするわけですが、水利権の廃止ができると、そして新たに水利権が取ればいいなど。こういうのが、今、水道局の希望でありますけれども、この辺にいろいろ課題がありまして、97年にわたって堆積したものを分析して、どう所見が出るか、ここの部分だと思います。我々としても、できるだけお金を、手を加えないで、今の状況で、今後も子供たちだとかいろいろな方に見ていただくというのは、一番ふさわしいのではないかと、その思いは同じ思いを持っております。

○山口委員

いずれにしても、今の河川整備は、かつてとは大分変わっておりますよね。いわゆる親水空間というか、親水性を高めたような整備をおやりになっている。特に都市内の河川についてはそういう方向性でやっていらっしゃると思います。そういうことにも配慮して、ぜひやってほしいということです。

ちょっとイレギュラーですけど、今のお話を聞いて、緑化公園担当主幹もこの3月で退職をされるということでございますので、特に公園として整備をするというような方向でございまして、何か御意見があれば、この際、私のほうからお聞きをしたいと思っておりますが、いかがですか。

○（建設）堤主幹

一般論として、今の場所が、すべての問題を解決して公園という位置づけをされたときは、都市公園になるわけですが、その位置づけでいけば、都市林という位置づけ、また風致公園、それから歴史的な遺産がございまして、歴史的な公園という形で、いろいろな形でその公園の位置づけはできるのではないかと、そういうようなところで

○山口委員

いずれにしても、私どもも緑化については十分協力を申し上げるつもりでございますので、検討委員会もごさいますし、民間団体もいろいろありますので、そういうところともお話をしながら、またそういうところの御意見もぜひ聞いていただきながら進めていただきたいということを要望しておきます。

◎除雪費について

最後の質問です。先ほどから、今年の除雪体制について、ロードヒーティングの話もございましたけれども、ちょっと私のほうからも触れておきたいと思うことがありますので、質問させていただきます。

まず冒頭に、私どもの住んでおります地域であります富岡北部町会でございますけれども、その中にあります船見坂は市道であっても交通量が大変に多いということで、ましてや通学路にもなっているということで、大変このロードヒーティングの改修というのが課題でございました。そうした中で、昨年、ロードヒーティングの改修に合わせて、幅を 90 センチメートル広げていただいて、いわゆる歩行者帯の部分にもロードヒーティングを敷いていただいたということで、今冬、見ておりましたら、非常に歩行者が安心して通っておりますので、そういう意味では大変感謝を申し上げたいと思います。

もう一つ、船見坂から富岡ニュータウンに上がっていく急坂がございますが、そこは大変狭隘な道路でございます、ほとんど冬期間、歩行者が安心して通れるところではなかったわけです。雪が積まれたところを踏み固めて、ひどいときになると 1 メートルぐらい、道路から上の細い踏み固めた道を歩行者が歩かれるようなことで、今、高齢者もたくさん住んでおりますので、そういう方々には大変危険だというふうにみんな思っておりましたが、たまたま北ガスのガス管敷設改修工事がある、それに合わせて一定のロードヒーティングの改修工事をしていただきまして、歩行者の歩行空間もロードヒーティングで広げていただいたということも含めて、大変フレキシブルにいろいろやっていただきまして、努力をしていただきまして感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

平成 22 年度の除雪関連経費は、当初予算が 9 億 5,000 万円でしたよね。それで、2 億円の補正予算を組んで大体 11 億 5,000 万円、それでも若干足りなくて予備費から 1,500 万円くらい繰り入れたのですか。それで昨年度は、大体そういう予算でおやりになったわけですね。今年度は、気温で言うと昨年度よりも平均気温が 2 度ほど低かったのです。12 月、1 月、2 月と、私も雪あかりの路で物すごく寒かったと思いましたが、なおかつ降雪量も多かったわけです。それで、今年度の予算を見ますと、当初 9 億 5,000 万円、それで 2 億円を補正予算を先議しました。それで間に合うのですか。

私は足りないのではないかと思うのですけれども、その辺についてはどうなのでしょう。

○（建設）雪対策課長

例年になく寒かったということで、先ほども答弁させていただきましたけれども、市道船見線をはじめ、市内のロードヒーティングの融雪効果を高めるために温度設定を変更いたしました。それで、上げたことによりまして、電気代が増加するという状況にあります。足りるか足りないかといいますと、除雪の執行に当たりましては効率的な執行に努めておりまして、先議していただいた 2 億円の補正予算内に間に合うようにと我々は考えておりますが、ただ、まだ請求が来ていないロードヒーティングの電気代や貸出しダンプ費用もありまして、現在、精査しているところでございますが、今後、必要に応じて適切な対応を行いたいと考えています。

○山口委員

どの程度かはまだわからないのです。要するに、補正予算だけではおさまらないということですね。

○（建設）雪対策課長

足りないといいますか、今、一生懸命精査している段階ですので、まだ原則的には間に合わせたいという気持ちはありますけれども、ただいまの説明とおりの精査中でございます。

○山口委員

基本的には除雪費というのは三つあると思うのです。ロードヒーティングの関連諸費、これは電気代ですよ。それと、あとは除排雪費と貸出しダンプの三つですよ。今年は、降雪量も多くて気温も低かったですから、普通に考えれば、気温が低ければ、ある意味では電気代もかさみます。雪が多ければ、除雪費もかさむと。昨年度と同額で何とかやれるなどということは、単純に考えれば、除雪のレベルを落とさないでできるわけがないのではと思いますし、ロードヒーティングにしても設定温度を昨年度と同じようにしておかないと、余分にかかりますよね。貸出しダンプも、ちょっと遠慮してもらわなければいけないというようなことで、落としたりしますよね。その辺の工夫をどうされたのですか。無尽蔵に除雪費は使えない中で、市民の苦情、要望は、それほど増えているわけでもない。これだけ寒いし雪が多かった割には、相当工夫されていると思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○（建設）雪対策課長

まず、ロードヒーティングの経費につきましては、できるだけ寒かったときには上げたり、今日のように暖かい日には日中、電気を切ります。電気といたしますか、うちの職場の遠隔操作で朝切って、また夕方入れるとか、そういう対応で切り詰めているという状況でございます。

あとは、貸出しダンプにつきましては、市民からの要望もありますし、なかなか制限というのも難しい部分もあるかと思えますけれども、地域総合除雪等につきましては、必ずしも 100 パーセント市民の要望にはこたえられないかもしれませんが、今できるだけ無駄のないような除雪なり排雪なりを工夫して、できるだけ運搬排雪を極力少なくするよう、先ほど述べました地域の雪置場に入れたり、経費がなるべくかからない方法を工夫しながらやっていると。今も、ざくざく路面の解消や水切り等にも取りかかっていますけれども、極力工夫しながら、うちの職員、ステーションの職員に、指導をしております。

○建設部長

今、雪対策課長のほうからいろいろ工夫をして、当初予算の 9 億 5,000 万円と先議いただいた 2 億円の合計 11 億 5,000 万円で、いろいろやらせていただいているというお話をさせていただいて、本当に一生懸命やっております。ただ、先ほど山口委員から言われたように気温が 2 度ぐらい低いです。そのためにロードヒーティングの設定を上げています。そういうことで電気代が余分にかかっているということもあって、先ほどの答弁と重なりますけれども、今、精査をさせていただきますけれども、やはり若干足りないのではないかというふうには思っているところでございます。

○山口委員

工夫して、住民からの要望についていろいろあると思えますけれども、できるだけ苦情、要望が減れば一番いいわけですから、決まったお金の中で無駄のないように、特にロードヒーティングの管理については、きっちり管理をきめ細かくやっていただくことの中でやるしかありませんから、もっと寒い冬が来るかもしれませんし、無尽蔵にお金があるわけではありませんから、その辺はプロですから、きっちり工夫をしていただきたいと思えます。除雪についても、いろいろ除雪のやり方が工夫されております。それについても、試行錯誤していらっしゃると思いますが、きっちり事後検証をされて、市民が納得するような形でやっていただくようお願いを申し上げて、私の質問といたします。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○安齋委員

◎点字ブロックについて

まず、点字ブロックについてなのですけれども、2年前の北海道新聞でも紹介されていたのですが、市内の小学生が自由研究で点字ブロックの壊れていた箇所を見つけて、マップをつくったということで、これについて、市のほうも関心を持って調査に入ったということでした。平成 22 年の 8 月から 9 月に中心部の点字ブロックを調査したということなのですが、まず、その調査結果をお知らせいただきたいと思います。

○（建設）建設事業課長

平成 22 年度の点字ブロックの調査ということでございますけれども、確かに小学生が研究発表で示したとおり、亀裂等、破損箇所がございました。それにつきましては、市内には 10 キロメートルほど点字ブロックがございまして、私どもは昨年度につきましても、明らかに壊れているところについては随時、補修しているような状況です。

○安齋委員

これから雪が解けてだんだん歩道が出てきて、点字ブロックが壊れている箇所もだんだん目立ってくると思います。この新聞記事には、平成 22 年当時で「来年度以降、長期的に補修していく考えだ」ということで述べられていましたけれども、今後、どのような方針でこの補修、維持・管理をしていくのかをお示しいただきたいと思います。

○（建設）建設事業課長

当時、長期的に補修をしていくということございましたけれども、先ほども申しましたが、市内 10 キロメートルを計画的に、線的に補修していくことは、かなり難しい部分がございます。私どももひび割れ程度で通行に支障のないような状況であれば、その部分は除いて、支障がある部分については随時補修します。今年も寒いので凍上等も起こっていると思います。雪が解けましたら、パトロールを強化するなどして、けがをしないよう維持・補修をしまいたいと考えています。

○安齋委員

参考までに、点字ブロックは 1 枚幾らで、年間どれくらい維持補修費に充てるのか、教えてもらってもいいですか。

○（建設）建設事業課長

通常の点字ブロックは 30 センチメートル角の、たしか厚さ 5 センチメートルぐらいだったと思うのですが、値段については、今は記憶にないので、施工等含めて、後でお知らせしたいと思います。

○安齋委員

市民の安心・安全が第一だと思っていますので、私も市内を回って気づいたところがあれば、連絡させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎歴史的建造物の案内板について

続いて、歴史的建造物の案内板についてですけれども、まず、この案内板には、何年にこの建物ができて、こういう様式でこうなっているということが書かれていますが、この文章についてはどなたが考えて紹介しているのか、お知らせいただきたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

現在、歴史的建造物は 68 か所ございますが、この文章の内容につきましては、我々担当のほうで原案を考えまして、あと専門の景観審議会の先生、委員のお二人に見ていただいて、そういった中で精査して記載しているものがあります。

○安齋委員

この文章も歴史がわかりますし、とても参考にはなると思うのですが、ちょっとかたいというか、ユニークさがないのではないかとこのように思っています。

それで、私も全然歴史は詳しくないし、観光もまだまだ勉強不足な点はあるのですけれども、いろいろ話を聞くと、結構おもしろいよもやま話があったりしまして、旧渋澤倉庫で有名な渋澤栄一は徳川慶喜にかわいがられていたとか、あとは、黒田清隆が小樽は将来大きく発展するまちだから、公園の造成を今から考えておく必要があるというようなことを発言した結果、明治 26 年に小樽公園ができたとか、あとはこれは御存じの方が多いかと思うのですが、量徳寺は新撰組の永倉新八が有名で、あとそのほかにも榎本武揚もゆかりがあったりと、おもしろいエピソードがあって、いろいろ紹介したいのですけれども、ちょっと今は時間がありませんので、例えばこの案内板の文章のところに、この建物はこういう様式で大変歴史的なものだというのでもいいかもしれないのですが、もっと歴史上の背景とか、少し砕けたユニークな話も紹介することで、小樽の観光施設を訪れた観光客の皆さんには、少し違った目線で楽しんでもらえるのではないかと思います。この文章を案内板に掲示するのは難しいとも思うのですが、観光客の皆さんに楽しんでもらうような工夫をしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

案内板の表示については、当初から結構変遷がございます。昭和 60 年に設置したときは、1 か国語でした。それが、平成 3 年ぐらいから 3 か国語になって、平成 13 年から現在は 5 か国語にしています。そういった中で、当然、同じ面積に入れる文字数が減っております。現在、約 200 文字をベースに構成していくことから、確かによもやま話を入れたいところなのですが、非常に簡潔に中におさめなければならないということで、そういったものはなかなか物理的に入らない、そういった状況でございます。しかし、そういったおもしろい情報というのものも、確かに興味をそそるものでございますので、ちょうど同じような内容の記載は、ホームページの歴史的建造物の説明をするところに掲載されています。その中で、もしできるのであれば、そういったことも研究していきたいと考えています。

○安齋委員

ありがとうございます。研究というのは、先ほど部長がおっしゃった意味の研究なのか、それとももっと前向きな研究なのか、ちょっと疑問なところはありますけれども、これは別にお金がかかるわけでもないですし、少し小樽のまちを楽しく観光できるという視点ではいいのではないかと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

最後に一つ提案なのですけれども、今、小樽商科大学のゼミで、ちょっと名前を忘れたのですけれども、歴史的建造物などを写真に撮ると、その動画が出たり情報が出たりというシステムを開発しているところがありまして、それで、もしその技術をおかりするか、一緒に共同開発するかわからないのですが、例えばその歴史的建造物の写真を撮ると、そのおもしろいよもやま話が出てきたり、例えば FM おたるの石橋八千代さんが語っている映像が出たりとか、何かそういったことも工夫できるのではないかと思います。その点も研究課題に入れていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

その点も、小樽商科大学でどういうことをやられているか、ちょっと聞いて勉強して研究したいと思います。

○安齋委員

ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

◎中心市街地活性化計画について

平成 20 年 7 月にできた中心市街地活性化計画についてのことなのですけれども、4 年 9 か月の間でどんどん進めていくということで作られていましたが、計画から 4 年ほどたちまして、残り 1 年となりました。これまでの総括と今後の進め方、25 年 3 月で終わった後、また新たにまちを見て、研究して新たな計画をつくっていくのかどうか、それをお知らせいただきたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

中心市街地活性化基本計画の総括ということなのですが、この計画につきましては、三つの指標がございます。歩行者通行量、居住人口、宿泊客数を毎年春に内閣府に報告しています。今年も、実は今日が事前報告の締切りとになっていまして、昨年の実績を報告しております。その中で、総括というところなのですが、やはり日本の国全部が人口減少しているということですので、この三つの指標すべてが右肩下がり状況になっています。今、全国という話をしましたが、全国で 105 都市、109 のやっつけられるということなのですが、やはり同じような状況になっているということでございます。

今後の対応ということなのですが、25 年 3 月でこれは終了しますが、やはり一番、中心市街地で大きな問題というのは、丸井今井の跡地の活用という部分が考えられると思います。この動向を、ある程度見ながら、その辺が定まった段階で、そういった計画を含めて検討していきたいと思います。今、中心市街地活性化計画には、中心市街地協議会という会議がございます、その中で、そういったことも踏まえて今後どうするか、計画をつくるのかつからないのかということも含めて検討していきたいということで考えています。

○安齋委員

たしかその協議会の中に、中松市長も前職のころ入っていませんでしたか。たしか入っていますよね。

○（建設）まちづくり推進課長

中松市長は、商工会議所の専務理事ということで入っておりました。

○安齋委員

この計画がどれぐらい達成できたのかというのは、私もまだ全部見きれてはいないのですが、ほとんど第 3 ビル以外は、民間の事業者の方々の御協力を得たものだと思うのですが、今の市長で言えば、市民力を活用した中心市街地活性化計画なのかとは思いますが、今後もし計画をつくるに当たっても、前専務理事の中松市長も今、市長でありますから、一体小樽市の中心市街地の活性化というのは何なのかというところからまた議論して、また新たな計画を進めるなり、また別の計画をつくるなり、小樽市がにぎわいのあるようなまちになるようプロジェクトを進めていってほしいと思います。これは要望して終わります。

◎奥沢水源地について

最後に、奥沢水源地について質問しようかと思っていたのですが、山口委員がいろいろと御質問されましたし、私も山口委員と同様の考えで、市民の方が憩えるような、公園とまだ決まったわけではないですが、そういった場所にしていただきたいと思っています。

それで、スケジュールについて、新年度中ということだったのですが、もしプランをつくられているのであれば、もう少し詳しくそれをお聞かせいただきたいと思うのですが。

○（水道）整備推進課長

スケジュールということでございますけれども、平成 24 年度に入ってから、具体的に検討委員会のメンバーを決めさせていただいて、方向性を定めていきたいというふうに考えてございます。お話しできるのは、この程度しかないのですが、何とか 24 年度中には方向性を決めて、市民の方々に親しまれるような施設、それから大正 3 年創設水道であったということの後世に伝えるという役割を、奥沢水源地の跡地利用の中で話し合っただいて、方向性を定めていきたいというふうに考えております。

○安齋委員

これは検討委員会が立ち上がったからの話で、財政の関係もあるのですが、2 年も 3 年も先延ばしにはしないと思うのですが、一定の目途というのは設けていらっしゃるのか、お聞かせください。

○（水道）整備推進課長

平成 24 年度中に一定の方向性を定めまして、25 年度以降になりますけれども、その方向性に沿った形での

整理、具体的に話しますと、考えられる内容といたしましては、まず、河川の整備がどのように行うのかとか、跡地の利用については、イメージとしては公園がわかりやすいのではないかと思いますけれども、その整備をどのように進めていくかといった整備スケジュールに移っていくというふうに考えております。

○安齋委員

先日、中松市長が潮見台小学校で、大きな夢を子供たちに与えるように話ししていましたので、潮見台のあの周辺のことなので、市長もそれなりに思いもあって行動していらっしゃると思いますから、早急に解決するわけではないですけども、市民が憩えるようなよりよい公園にしていきたいと思います。

私も、山口委員がおっしゃるには、私たち議員は検討委員会に入れないですから、そこで論議できないということなので、この議会やそのほかの場で少しでも考えを申し述べさせてもらって、その検討会に少しでも反映してもらえればと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 27 分

再開 午後 4 時 51 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、直ちに採決をいたします。

議案第 41 号、第 42 号、第 49 号及び第 50 号並びに所管事務の調査について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

最後になりましたが、この 3 月末をもって退職される理事者の方が 3 名いらっしゃいますので、一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

(理事者あいさつ)

○委員長

退職される皆様におかれましては、長年にわたりまして市政発展のために尽くしてこられた努力に対しまして、改めて敬意を表するとともに、委員を代表いたしまして感謝を申し上げたいと思います。

第二の人生におかれましても、健康に十分注意をされまして、ますます御活躍されますことを心から御祈念申し上げる次第でございます。大変御苦勞さまでした。

本日は、これをもって散会いたします。